

## 平成31年蘭越町議会第1回定例会会議録

### ○開会及び閉会

平成31年 3月11日（3日目）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時15分

### ○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	永井 浩	3番	向山 博
	5番	難波 修二	7番	福村 正見
	8番	中島 溢子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦
欠席（ 1名）	6番	赤石 勝子		

### ○会議録署名議員

5番 難波 修二 7番 福村 正見

### ○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
税務課長	河野 俊明	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	坂口 幸夫	農林水産課長	西河 修久
建設課長	竹内 恒雄	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育委員会次長	山下比登美	会計管理者	淀谷 融
総務課参事	田縁 幸哉	農林水産課参事	小川 佳久
商工労働観光課参事	山下 志伸	建設課主任技師	中村 伸宏
農業委員会事務局長	谷口 敦哉	蘭越町代表監査委員	坪田 和昭

### ○服務のため出席した事務局職員

事務局長 佐々木秋彦 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	一般質問（一次通告）	難波	修二
		中島	溢子
		柳谷	要
	（二次通告）	熊谷	雅幸
		永井	浩
		難波	修二
		向山	博
		中島	溢子
		柳谷	要

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布していますので、御了承願います。

---

○議長（富樫順悦） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、一次の一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番難波議員、質問席へ着席願います。

○5番（難波修二） はい。議長。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

3点、御質問をさせていただきます。

まず、第1点です。

統合診療所建設に伴う駐車場の確保について。

いよいよ新年度から、町民が待望している統合診療所の建設がスタートいたします。工事の円滑な進捗と新しい町立診療所体制の展開を期待しております。

事業の推進に当たり、駐車場確保について2点お考えを伺います。

1、建設用地は、現在、多くの車両が駐車場として利用しております。

利用者は、工事の着手に伴い他所へ移動することになると思いますが、近隣の公共施設等へ移動した場合、その施設を利用している方への影響も懸念されます。対策をお考えであればお聞かせください。

2、新しい診療所の駐車場は、13台分計画されておりますが、来所者や職員数を考えると十分ではないように感じます。近隣に第2駐車場などを確保することも必要ではないでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の統合診療所建設に伴う駐車場の確保についての御質問にお答えをいたします。

統合診療所の建設用地については、現在、町民駐車場として利用されており、冬期間は一部雪置き場としても活用されているところでございます。

さて、1点目の御質問についてでございますが、建設工事の着工は本年5月からを予定しており、これまでのように駐車や雪置き場としての利用ができなくなることから、そのことについて、駐車場利用者の方へ周知を図るとともに、代替となる駐車場として室野商店跡地を含めた駐車場、さらには、らぶちゃんホール線路側の旧農協倉庫跡地駐車場などへの案内を行い、理解をいただくよう努めたいと考えております。

また、近隣の公共施設等への駐車については、施設利用者が優先されるべきことから、そのことについても、併せて理解を求めてまいりたいと考えております。

なお、工事関係者の車両等については、山村広場に駐車いただくよう、お願いすることとしております。

次に、2点目の御質問ですが、統合診療所の利用者専用駐車場については、診療所の高階・加藤先生を含む建設検討委員会で協議を行い、バス利用者の安全と利便性を図るため、患者輸送バスは町道に停車して乗車するのではなく、統合診療所正面玄関前で乗り降りするように設定をしております。

このことから、駐車場内にバスが旋回するスペースを確保するため、駐車面積が一部制限されますが、冬季間は地中熱利用によるロードヒーティングを施工し、オールシーズンで利用者専用駐車場として13台分の確保を図りました。

なお、医師・職員については、統合診療所以外の町民駐車場を利用することにしたいと、両先生からの提案があり、また、医師住宅用の駐車場は、国道側取付部分に2台を確保いたしました。

現在の蘭越と昆布診療所の駐車可能台数は、合わせて18台分で、医師・職員を除く利用者と訪問業者等が駐車している台数は、合わせて最大で10台程度の利用状況となっていることをお聞きしております。

このことから、統合診療所に移行した場合も同程度の利用状況と考えておりますが、医師、職員、訪問事業者等の駐車場も近くに必要となりますので、必要台数などの状況を把握した上で、現在の蘭越診療所の跡地での駐車場の確保、さらには、既存の町民駐車場の全体的な駐車スペース等を勘案して、第2駐車場等の検討をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 現状の蘭越と昆布の駐車場のスペース18台で、最大でも10台程度の駐車だと、そういう状況ということを押えての13台の駐車場という、そういうことについては理解をいたしました。この質問をした主旨はですね、現在の駐車場利用者への対応ということと、それから新しい診療所の駐車場がやっぱり少し狭いのではないかと、そういう町の方の声をいろいろ伺っておりますので、質問をさせていただきました。現在の駐車場ですけれども、夏場は相当数、20台程度停まっているのではないかなというふうに見ているんですけれども、その方々がどこかへ移らなければならないということで、そこがやっぱりしっかりと伝えていくということが大事だというふうに思います。特に、郵便局の利用者、あるいは職員の方の対応ということが非常に課題となるなというふうに思っております。第2駐車場的なものを応急的でも設けることによってですね、そういう郵便局の関係者の方々の駐車スペースの確保ということが一

つ。それと、今の駐車場スペースが無くなると、郵便局へ訪れる方々の路上駐車が増えると、それはやっぱり大きな課題だと思いますし、中にはですね、新しくなった診療所の駐車場をちょっと使って郵便局で用事を足すという、そういう方が相当増えるんじゃないかというふうに懸念をしておりますので、そういうあたりの対応について、十分、関係者と相談をしておいてほしいということです。今、町長の答弁ありましたように、近隣の駐車スペースに移してくださいということをした場合に、例えば、駅前ですとか、あるいは町民センター、あるいは現の診療所、あるいは街の茶屋、そういうあたりがですね、駐車する車が増えてそういうことの混乱等が起きてはちょっとやっぱりまずいなというふうに思うものですから、こういう質問をさせていただきました。是非、現在利用されている方々、あるいは特に郵便局との調整も含めてですね、しっかりやっていただきたいなというふうに思います。それから、新しい診療所の駐車場ですけれども、患者さんが来所されるという、それから関係業者、医療関係の業者とかですね。あるいは管理する業者とかですね。そういう方々の車のスペースが必要になると、それから、これは新しい体制でどうやっていくかということですが、例えば、訪問診療をやるというふうなですね、そういうお医者さんの考え方があって、訪問看護、診療用の車を停めるというスペースが必要になるとか、そういうことになった場合に、13台、果たして十分かという、そういう懸念もありますので、是非、そういうあたりの確保については、詰めておいてほしいと思います。職員あるいはお医者さんは別のスペースに停めるということに対応するというのであれば、相当数その分が除外されるから10何台で足りるのかも分かりませんが、十二分に詰めておいてほしいと、そういう1番と2番あわせてですね、やっぱりその第2駐車場的なことを念頭に置いておくということが必要ではないかなと思いますので、その点について、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の統合診療所建設に伴ってですね、今、既

存に利用している方々の駐車場をどういうふうに移動させて、スムーズに動かせるのかということは、これは非常にですね、きちっとした対応をとっていかないと、いろんな部分で混乱が出てくるのではないかなというふうに、私も感じているところでございます。その中で、今、町内にある、あの周辺にあるですね、駐車場の部分を担当のほうでも調べさせて、あとは、今、既存にある施設の中にですね、先ほど言った街の茶屋とか、らぶちゃんホールの前とか、そういうところに駐車していいですよというふうになると、それはそれでその目的のために使う所ですので、そこから増やしてしまうとですね、それはちょっと問題があるので、そういうところでないスペースに停まらせるというか、駐車させることがまず大事だなということで、検討させるようにしました。その中では、まず、町の中では室野商店横の町民駐車場というか、旧、前信金があった時に信金の駐車場として利用していた所、そこが今、町民駐車場として利用しております。それと、室野商店が解体しましたので、室野商店の解体したところを町民駐車場として利用できるのではないかと、そこはかなりのスペースというか、その部分があるので、まずできるだろうと。あと、花トイレ前の駐車場、これは数台しか停めれないという部分がございます。さらには、先ほど答弁で申しました生涯学習センター、らぶちゃんホールの線路側の旧農協倉庫跡地、ですから、らぶちゃんホールの前とか裏の所は施設として使用するんですが、その線路側のもう少し奥のほうに行った所に広いスペースがありまして、そこはですね、イベントとか何かは多く利用されるんですが、昼間の状況ではまだ余裕があるという部分もありましたので、その所も活用できるだろうと。さらには、旧藤沢ふとん店横の駐車場、そこも町民駐車場、今はございます。それと蘭越小学校前の駐車場という部分で、そんな大規模ではないのですが、周辺にはこのような駐車場があるということです。さらには、議員が心配されているとおり、私も先生とか職員とか、そういう業者が来た時に停める場所というのがなかなかないというのも考えられますので、やはり旧母子センター跡地、そこがですね、ちょっと近い場所というか、今の現診療所とつながって、旧母子センター跡地というのがつながってますので、そこを簡易的に整備をすれば、その駐車場としても利用できるのではないかなというふうに考えております。今言ったそ

ういう駐車をいかに、その工事が始まった時に町民の方々が駐車させるようにですね、誘導して、こういう所があるから利用してください。さらには、出来上がった時に、議員おっしゃっとおり、郵便局ですね、郵便局の方々が今もけっこう路上駐車をして郵便局に入っていくというのも、時々私も見る場合がありますので、そういう方々が診療所のところに停まる可能性もないわけではないというふうに考えております。ですから、なるべく周辺に駐車場があって、動線として行けるような場所、そういうのをより多く周知を図りながらですね、理解を求めていくことが大事なことではないかなというふうに思っております。十分ですね、建設をしている部分の中でも始まると、町民の方々がどういう所に停めているかということも十分、内部でですね、状況を確認しながら、こういうスペースとしてですね、きちっとした駐車場体制というか、そういうふうに導くようなですね、そういうことも内部で十分検討して図っていきたいというふうに考えておりますので、そして、商店街の振興という部分もそれに併せて必要がありますので、関係機関等も含めて協議をしていければいいのかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 一番心配するのはですね、幽泉閣の路上駐車を見ていただくともう分かるんですけども、やっぱりより近くに停めたいという、その何と言うんですか。そういうことっていうのはやっぱりあると思うんですね。たぶん、JAの倉庫跡まで停めて歩いてくるという方はおそらくいないだろうと、そういうふうに思います。その一番は郵便局に来る方が路上駐車するというのは相当数あります。私はけっこう郵便局に行くことが多いんですけども、軽ぐらいいいですけども、大きい車が駐車すると、おそらくバスが通るのはぎりぎりくらいになるような気がします。そうするとやっぱり、現実にはバスが行った時にそういう車があってなかなか大変だということなんですね。日常頻繁に起きるということはやっぱり避けなければならないと、そうしますと、より近くに簡便な第2駐車場的なものがあればですね、そこに止めなさいという、そういう誘導をきっちりやっていくという、それはもう郵便局にもお話をして路駐はやめて

くださいという、そういう協議を是非ですね、やっていって、新しい診療所のバス運行等に支障の出ないような、そういう体制にしていくということが大事だと思いますので、母子センター等に第2駐車場的なものもちょっと検討してみたいということでしたので、そういう検討をしていただくのであれば、将来の現診療所跡をどうしていくかという、そういうことも含めてですね、見据えて取組をしていただければというふうに思いますので、改めてその点についてお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えを申し上げます。たしかに郵便局のほう、この路上駐車というのは、非常に、今現在もあるわけですから、わたしもそのへんのところは非常に心配をしているところです。十分、あそこは町道でございます。道路としては町のほうが管理をしますが、実際に郵便局に利用されるお客さんとかそういう部分については、郵便局とも十分協議をしてですね、なるべく周辺の駐車場のほうに努めて、駐車していただきたいというような部分では協議をしてまいりたいなというふうに考えているところです。それと、現実にあそこの周りの一番近いところの駐車が、ある程度停められるのが、どこかなというふうに考えた場合には、やはり今の室野商店跡の所と、今現在の蘭越診療所、さらにはその横の母子センターの所が一番近いかなというふうには考えております。母子センターの所から真っ直ぐ何か道路か何かでもあって、こっちに入ればもっと近い部分があるのですが、それは将来的な部分も含めてですね、そういうかたちが可能なかどうか、用地とかいろいろな問題もありますので、そういう部分につきましては、十分内部のほうで検討していききたいなというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても、診療所建設、さらには、出来上がった時に、駐車場の問題というのはいろんな部分で課題が出てくると思いますので、そのへんのところは十分、いろんな関係機関とも意見聞きながらですね、活用できる部分については対応していきたいというふうに考えております。十分、郵便局のほうともですね、そのへんのところは協議をさせていただきながら、事故のないようにそういう部分に努めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願

たいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） では、二項目の質問に移ってください。

○5番（難波修二） 2点目です。

麻しん・風しんの流行について。

最近、成人者の麻しん、風しんが流行しており、過去最多ペースとの報道があります。

症状自体はさほど重くないようですが、発症によって免疫力が低下するため他のウイルスに感染して重篤な合併症を発症したり、病状が長引いて重症化しやすいとのこと。

また、感染力が非常に強いいため地域で蔓延することも懸念されます。

予防接種でほぼ防げる病気ですが、過去の予防接種事業では対象となっていない年代の方も多く万全ではなかったため、20代、30代の大人の罹患者が増大しているようです。

本町の予防接種の状況、今後の取組などについてお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の麻しん・風しんの流行についての御質問にお答えします。

まず、風しんにつきましては、平成30年の全国の発生件数が2,917人で、前回大流行した平成24年を上回り、今後も注視が必要な状況で、来年7月の東京オリンピックでの訪日外国人の増加及び感染伝播の懸念がある感染症とされたことから、国では、平成31年から33年度の3年間の措置として、過去に1回も予防接種をしていない現在39歳から56歳まで、昭和37年から54年生まれ男性を、予防接種法に基づく定期接種の対象にして、抗体検査を予防接種を行うというふうに通知がなされているところでございます。

なお、国の平成30年度第2次補正予算で、抗体検査の補助を行う通知がされ、現在、事業の実施に当たり、北海道を通じて市町村に対して説明会等が行われておりますが、抗体検査、予防接種等の一部にまだ詳細が確定していない部分もあるため、国や道、他町村等の情報収集に努めながら、

平成31年度補正予算により対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

また、麻しんの患者数は、2月27日現在、全国で222人と過去10年間で最も多くなっておりますが、平成22年を最後に日本に定着していたウイルスによる感染は確認されておらず、海外から持ち込まれたウイルスによる発生の可能性が高いとみられております。

国では、風しんのような成人に対する定期予防接種までは今のところ考えていないということですが、全国的な発生がみられることから警戒を強めているところでございます。

発症者は、ワクチンの定期接種の回数が少ない20代後半から40代前半のはざま世代に多く、保健所では、未接種者や海外旅行予定者には、ワクチンの接種を呼びかけておりますので、町でも保健師活動を通しながら感染予防の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種を希望される方は、自己負担というふうになりますが、町内の診療所で受けることが可能でございます。

いずれにいたしましても、風しん・麻しんの感染予防は、乳幼児期にMR、麻しん風しん混合ワクチンを2回接種することで感染をほぼ100%防ぐことができます。

風しん・麻しんを含めた各種予防接種につきましては、定期的に行行政協力員を通してお知らせをしていますが、年々種類が増え複雑になっていく乳幼児予防接種を正確に受けていただくために、スマートフォン等を活用した子育てモバイルサービス、らぶちゃんサポートにより、接種スケジュールの作成管理を支援し、正確性や利便性を向上して予防接種の適切な実施・向上を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 国の動き、それからそれに呼応する町の動き、よく理解をできました。風しんについては、特に女性は非常に重症化するということから、男性の成人へのワクチン接種が進められているということについては、先般も課長のほうからちょっと聞いたんですけども、これに

については、是非、任意になりますからね、それを是非、打てるようにという呼びかけ、それはやっぱり大事だと思うんですね。今、言われましたように、風しんについては30代から50代の男性、麻しんについては20代後半から40代前半が欠落している年代層ですね、そこへの呼びかけというのは、特に麻しんなんかについては、20代後半から40代前半ということで、まだまだ自らがそこに気が付いて、抗体検査やワクチン接種を受けようというところがまだまだ弱いかなというふうに思うんです。是非、そういうところについては、親からのはたらきかけというところが非常に大事だと思うんですけれども、そういう意味では、現在は町にいない年代、離れている人でも、町にいる親からやっぱりそういうはたらきかけをすることで、それぞれが住んでおられる地域で抗体検査やワクチン接種を受けるといふ、そういうことをやっぱり非常に流行っている時期ですから、そういう呼びかけを町として時期を捉えてですね、お子さんにそういうことを進めてくださいというですね、そういう呼びかけをしていくことも有効ではないかなというふうに思っておりますので、是非、機会を捉えてですね、広報あるいはその保健師だよりみたいな、そういうあたりでですね、麻しん、風しんの抗体検査と予防接種を是非受けてくださいと、特に、最近のそういう働き盛りの方が仕事だけでなく、遊びも兼ねて海外渡航が多くなってきますから、是非、そういう呼びかけを町としてはたらきかけるといふことについて、改めて積極的に進めて欲しいということでお答えいただきたいと思えます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。議員から御提案あった部分について、私も、国のほうでは風しんについては、今3年間の事業の中で行うということで決定をされております。ただその決定はされているのですが、その37年から54年生まれの方、蘭越でいったら約500人弱くらいの方がいらしゃるといふ方々に、きちっとまず周知をしながら、抗体検査をまず受けてくださいというようなことが大切ではないかなというふうに考えております。その抗体検査を受けた中で、さらに次の段階で予防接種というかたちになりますので、今言った、風しんと麻しんに

については、議員からも御提案があったですね、広報紙の中に保健師からのいろいろな通知とかですね、周知を設けている欄があるんですね。そういうことを活用しながら、実は保健師活動の一環も含めて町民に周知を回るといことがまず大事なことはないかなというふうに考えておりますので、これについては、早急に内部のほうで検討しながらですね、進めたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

いずれにしても、麻しんのほうについても、今は国のほうの制度という部分はないんですが、予防という部分からいくとですね、いろんな部分で予防活動のための周知等を回りながら未然に防いでいくということも大事なことだと考えておりますので、このへんについては、麻しん、風しん含めて、担当課のほうで早急に対応、周知を回るような部分は検討させるよう指示をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） この質問通告をしてから、その後ですね、小樽で風しんが発生したと、札幌でも麻しんが発生したという、そういう報道がありました。非常に感染力が強いので、特にそういう抗体を持っていない働き盛りの方がかかるといことは、やっぱり自ら気付いて抗体検査を受けるといことで、それが防げるわけですから、あるいは安心してですね、自分に抗体があるといことで安心できるわけですから、是非、やっていただきたいといことで、答弁はいりませんけれども、よろしく願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 答弁よろしいですか。

○5番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） では、3項目の質問に移ってください。

○5番（難波修二） 3点目です。

天皇即位に伴う10連休への対応について。

昨年12月、祝日法の改正が行われ、天皇が即位される5月1日を祝日

とし、祝日と祝日には含まれる4月30日と5月2日も国民の休日となる  
ことが決まりました。このため今年は、4月27日から5月6日まで10  
日間の大型連休が誕生します。

大型連休を歓迎する声もある一方で、サービス業をはじめ休めない方々  
からは悲鳴が上がっていると聞き及びます。

本町では、町立診療所、デイサービス事業所、保育所、学童保育所、子  
ども教室などの対応について、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の天皇即位に伴う10連休への対応について  
の御質問にお答えをいたします。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の成  
立により、大型連休となることから、施行に当たっては、衆議院及び参議  
院内閣委員会から、国民生活に支障を来たすことなく、適切な措置を講じ  
るよう付帯決議がされておりました。政府においても、法律の円滑な施行  
に関し、関係省庁が連携し万全を期するため、連絡会議が開催され、対応  
についての取り組みがなされているところでございます。

本町におきましても、公共サービス等の対応については、町民の生活に  
支障を来さぬよう、また、職員の過重負担とならないように、検討をして  
いるところでございます。

現時点での大型連休への対応でございますが、はじめに、役場庁舎の体  
制につきましては、他の休日と同様に職員2名体制で日直を配置し、電話  
対応や住民票の発行等、一定の行政サービスを維持していくことといたし  
ております。

さて、議員から御指摘のあります事業所等の対応につきましては、それ  
ぞれの事業所で検討していただいておりますが、まず、医療機関の体制に  
つきましては、蘭越診療所は4月27日、30日、5月1日、2日の午前  
中の診療を行う予定で、昆布診療所は5月1日、2日、通常どおりの診察  
を行う予定であると伺っております。

なお、昆布温泉病院は検討中と伺っておりますが、救急業務については、  
倶知安厚生病院が対応をいたします。

また、蘭越歯科診療所につきましては、全て休みとさせていただきますが、やまだ歯科医院は4月27日午前中の診療、5月1日、2日は通常の診療を行う予定であるというふうに伺っております。

デイサービス事業所につきましては、めな、こんぶともに連休中の1日から2日程度、入浴サービスのみですが、利用者の意向を伺いながら、提供することで調整をいたしております。

保育所におきましては、土曜保育を実施していることから、4月27日には通常通り開所し、そのほかは休日をいたしますが、一時的な保育が必要な場合には、愛星学園やベアーズ子ども園が実施する一時預かり保育の利用を保護者に対し案内をしてまいりまたいと考えております。

学童保育所、こども教室につきましては、学校が休みのため、休日とさせていただきます。

そのほかにも懸念される業務といたしましては、生活支援バスらんらん号の運行でございますが、診療所の受診時に併せまして、4月30日、5月1日、2日は、通常通りの運行をいたします。

また、ごみの収集につきましては通常通り業務を行うことといたします。

長期間にわたる休日を安全安心して過ごせるよう、ライフライン、電気、ガス、水道等の維持、災害時の対応等、内部のみならず、関係機関との連絡体制も重要と考えておりますので、いつも以上に連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後も、十分な検討を進めるとともに、早期に町民へ周知をし、できる限り日常生活に支障を来たさぬよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） だいたい対応については、ある程度進められているんだなというふうに理解をいたしました。今、町長が答弁されたように、できるだけ早めにですね、一覧表的なもので、こういう体制でやりますよということを、早めに町民にお知らせをするということが一番大事なかなというふうに思います。是非、そういうことで、いわゆる町の関係する事業所等については対応をしていただきたいというふうに思います。それを進

めるに当たって、担当する事業所等では、そのシフトの調整なり、あるいは休日の振替なり、様々苦勞してやることになるというふうに思うんですけども、町民のためにということで、職員あるいはその関係する方々には、是非、理解と協力を得てですね、スムーズに行くように、是非、内部で調整をして配慮していただきたいなというふうに思います。改めてよろしくをお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えいたします。今回の10連休という部分の対応でございました。実は、今年の正月を含めてですね、ここ2年ほど、お正月の部分についても休日がけっこう長い期間というのがありまして、町のほうでもそれに伴う対応というのは、いろいろ内部でも検討しておりました。今回10連休という部分もありますので、町民の方々が健康管理とか病院とかですね、そういう部分、救急になった時にどう対応できるかということを中心に内部のほうでも検討していただいて、先生方をお願いしている部分があるんですが、先生方の御理解もいただいて、蘭越診療所、さらには昆布診療所、救急は倶知安厚生病院が受けてくれると、そして昆布温泉病院についても何かしらのそういう部分ということで、今、検討しているというようなお話も伺いましたので、是非、その部分の中でそれに合わせたらんらん号の運行ということも内部で検討して実施することといたしました。

いずれにしても、今回、職員にも、あまり私も荷重にですね、全部これをやれということにもなりませんので、内部で十分検討させて、この程度の部分の中でしたら対応が可能だということも各課で検討してくれたので、その部分を是非、町民の方々にも理解をいただきながらですね、対応してまいりたいと。そして、周知については、やはり早急に行うことが必要だというふうに考えておりますので、そのへんのところは内部のほうで、広報なりそういうものを活用しながら、早急に対応してまいりたいと考えております。誤理解を願います。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。

次に、8番中島議員、質問席へ着席願います。

○8番（中島湓子） はい。

○議長（富樫順悦） 8番中島議員。

○8番（中島湓子） 私から2点について、お伺いいたします。

まず、1点目でございます。合葬墓の新設について。

複数の人の遺骨を一緒に納める合葬墓が都市圏で急増している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、1975年の高齢化率は7.9%でありましたが、2025年には30%とも言われており、現在、全国約70万人の死亡者があり、2025年には151万人になると言われている。

地方では代々引き継がれてきた墓を守れないケースが増えている。家族で守る機能は、今後も確実に弱まってきている。公営墓地での合葬墓の広がりとは人と一緒に葬られることへの抵抗感より、価格面で自治体が運営する方が安心だと考える人が増えている。

未婚者や子どものいない夫婦も増加しており、家墓を維持するのが難しくなっていると思われるので、蘭越町でも合葬墓の新設を検討すべきではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の合葬墓の新設についての御質問にお答えをいたします。

現在の少子化の進行は、核家族化や高齢化と相まって、墓を承継していく基盤をゆるがせつつあります。

近年では、子どもを持たない夫婦や、生涯結婚しない単身者、さらに身寄りのない高齢者といった層が増加しており、墓があってもそれを承継していく者がいないといった問題も生じているところでございます。

また、承継者がいたとしても、転勤による住所移転などで管理ができないことも生じており、生活様式や社会環境が大きく変化した現代において

は、多くの方が墓をどうするかという問題を抱え、そうした悩みを解消する方法として、合葬墓に関心が寄せられております。

合葬墓は、一つの墓に多くの遺骨を収蔵する墓であり、承継者の有無に関係なく、生前にも申込みができるもので、全国的に寺院や民間の霊園、公営の墓地で開設をされております。

このうち公営の墓地は、一般に遺骨の収蔵管理を行うものであり、供養といった宗教的概念がないことから、民間に比べて使用料が低額となっております。

本町の合葬墓と呼べるものについては、身元不明者の遺骨を収蔵するものに限られ、蘭越墓地に一基ございます。

近年は、墓や納骨堂の遺骨を別の場所へ移す改葬が少なからずあり、ここ数年では、平成28年度で8件、29年度では6件、30年度は14件となっております。

さて、議員御質問の合葬墓新設の検討についてでございますが、私も墓の承継に関する近年の問題については、議員と認識を同じくしているところでございます。

合葬墓新設の検討に当たっては、先ほど申し上げた近年の改葬の実績を踏まえ、今後の合葬墓の需要予測に努めたいと考えているところでございます。その上で、民営での合葬墓が多い現状の中で、今後、本町が公営で設置するかどうかの必要性については、今後の動向等も踏まえ、内部で十分検討し判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島溢子） 今のお話を聞いて、十分理解はしておりますが、今すぐ建設するというものではないんですけれども、いずれはやっぱりそういうことも考えていかなければならないのではないかなと、女性が集まるとやっぱりそういう心配はしております。そういうことで、また機会がありましたら、検討していただければなと思っております。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の御質問にお答えします。

私も全道ですね、町村の中で合葬墓の計画とか設置しているという、近年ですね、少しずつそれが増えてきているというような状況がございます。ただその公営でやるという部分の中ではそれなりの需要とかですね、要望、そしてやはり費用がかかるわけですから、いろんな町民の理解というものも必要となってまいります。近隣町村とかそういう部分でも検討しているという部分もありますが、今すぐ、今、蘭越町でですね、それを建設するという部分ではいろいろな住民の理解等も必要でございますので、動向等を含めて、いろいろ内部でも検討しながらですね、今後に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 再質問いいですか。

では、次の2項目の質問に移ってください。

○8番（中島溢子） はい。2点目でございます。

パークゴルフ場の統廃合について。

蘭越町では数ヶ所のパークゴルフ場がありますが、球場と隣接するこぶしコースや河川敷のサーモンコースは、芝等の状態が悪く利用者が少ない状況から、より効率的な運用ができるように、町内のコースは昆布のコース1ヶ所に統合して十分な整備を行い、維持管理を充実すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員のパークゴルフ場の統廃合についての御質問にお答えをいたします。

蘭越町のパークゴルフ場については、大小の規模は違いますが、最盛期の平成24年度には6つのコース、総合運動公園こぶしコースパークゴルフ場、開基百年の森パークゴルフ場、サーモンコースパークゴルフ場、名駒リバーサイドパークゴルフ場、目名リンリンコース、大谷コース、この6つのコースを町が運営しておりました。

その後、競技人口の減少とともに、平成25年に大谷コース、平成27

年度には名駒リバーサイドパークゴルフ場、目名リンリンコースを廃止しており、現在、3つのコースの運営を行っているところでございます。

現在、プレーの際に協力していただいております、緑化協力金につきましても、平成15年度は全体で199万円ありましたが、今年度は、45万6,000円まで落ち込んでおりまして、競技人口の減少を如実に表しているものと考えております。

さて、現在、町が運営しているパークゴルフ場については、開基百年の森パークゴルフ場の一ヶ所に統合して、維持管理を充実すべきとの議員からの御質問でございますが、私も、パークゴルフ場の現状については、検討をすべき時期にきていると認識をしております、新年度の予算査定時に、担当に今後について検討するよう指示をいたしたところでございます。

特に、尻別川サーモンコースパークゴルフ場は、散水設備がなく、雨に頼っている状況にあることから、干ばつの際は芝の状態が悪くなり、担当も維持管理に苦慮しているところでございます。

近年はウォーキングや散歩などの人は見かけるものの、パークゴルフを楽しんでいる方の姿を見ることがめっきり少なくなったと感じておりまして、今後について検討の余地があるものと考えているところでございます。

ただし、今年度、小樽開発建設部において豊国橋下流側の拡幅工事を行っておりまして、それに伴って、サーモンコースの17番、18番コースの移設を行っていただいたばかりでございます。

そのようなことから、サーモンコースを含めたらんらん公園は開発より占用の許可をいただき、町が維持管理を行っておりますので、今後の方向性も含め開発と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議員御指摘の開基百年の森パークゴルフ場については、羊蹄山やニセコ連峰を望む良好な景観と、プレー後の温泉入浴が多く、プレーヤーの好評を博しております、本町の観光施設として重要な位置付けにあり、引き続き適切に維持管理しながら、運営してまいりたいと考えております。

一方、総合運動公園のこぶしコースについては、芝生の状態も良く、ナイターで野球を利用している時は夜間の利用も可能で、起伏に富んだコースは上級者に好評を得ているところでございます。

こぶしコースを含んだ総合運動公園は、野球場やゲートボール場、プー

ルや総合体育館といった多様な施設を集約した一体的なスポーツエリアとして、町内外の皆さんに利用いただいていることから、当面は維持をしてみたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、廃止についてはパークゴルフ協会等の御意見も参考に、町政懇談会などで町民の皆さんにも是非を伺いながら、方向性を決めてみたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島溢子） 町民の皆さんがせっかくもう造ってください、造ってくださいってね、あちこちで造っていただいたんだけど、今はもう人口も減少しているっていうことも問題なのかもしれませんがけれども、やっぱり河川敷の所はトイレがないとやら、好き勝手なことを言って申し訳ないんですけどもね、皆さん大変楽しまれているということで、河川敷の所と総合体育館の所、一生懸命、職員の方々が整備をしてくださっていても、やっぱり良い所、良い所へと行ってしまおうと、それでもって昆布にある百年の森の所はもう人がたくさん来ているんだと、そしたらそこを一ヶ所にきちっとして、今もしてますけれども、そしてそこへ力を入れてくれたらなど。そして、もしもあと2ヶ所、サーモンとそれから総合体育館の所を残されるのであれば、整備、ある程度きちっとしていただきたいなという、そういう要望がありましたので、質問させていただきました。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の御質問にお答えをしたいと思います。非常に今のパークゴルフ場、3ヶ所あってですね、利用客も実際には少なくなっているという部分については、私も認識をしているところでございます。ただ、そのいっぺんにですね、それを1ヶ所にしてはどうかという御提案でございますが、そのへんはやはり、パークゴルフの愛好者、さらには健康管理とかですね、そういう部分を含めると非常に有効なスポーツの一つだなというふうにも、私は感じているところでございます。

蘭越から全てパークゴルフ場が無くなってですね、昆布に1ヶ所にするのはですね、将来的にはそういう部分をきちっと検討しながら進めるこ

とは必要かなと思いますが、現在のところは、今、御答弁したとおりですね、開発のほうで整備していただいたサーモンコースについては、散水設備がないということもあって、今後、このコースについては、開発と協議をして検討をしてみたいと。ただし、こぶしコースについては夜間もですね、非常に利用されていることもありますので、このへんは当面はですね、残しながら進めたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、整備するには町内の業者を含めてですね、委託等もかかってそれなりの金額も含んでおりますので、やはり費用対効果の部分含めて内部で十分検討しながら進めてまいることが大切ではないかというふうに考えておりますので、その議員からの御質問の意図は私も十分認識しておりますので、今後、含めて検討してまいりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

これをもって、中島議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

○9番（柳谷要） 議長。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私からは2点について質問させていただきます。

まず、第1。民間賃貸共同住宅促進事業の補助金制度について伺います。

この事業は平成29年度から実施され、今年度の執行ができないまま減額補正となる見通しと聞いています。提出後に補正予算で減額補正されたということでございました。

発想の良さは私も支持してきたわけですが、この2年間、2回の執行できなかった理由と、併せて新年度予算ではどのような企画の変更もしくは継続及び廃止の考えがあたりなのか伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の民間賃貸共同住宅促進事業の補助金制度についての御質問にお答えをいたします。

この事業は、町民サービスの向上イコール全て行政という考え方を変えて、民間が主体となることのほうが費用対効果が高いと判断できる事業については、民間活力の導入を進めていくという考え方から、民間賃貸共同住宅促進事業として、町民の住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的に、平成29年度に新たに創設をしたところでございます。

はじめに、議員御質問のこの2年間執行できなかった理由でございますが、この制度の内容については、町のホームページに掲載するとともに、行政協力員会議において説明し、併せて蘭越建設協会の各会員にも周知を図ったところでございます。

これまで2年間に、賃貸共同住宅建設に興味を示された法人から数件相談がございました。

その中で、平成30年度中に建設を計画した法人から、事業の補助金等交付申請書の提出がございました。内部の審査を経て、交付決定通知書を交付いたしましたところでございますが、その後、申請のあった事業者から、年度内の事業完了が困難であるという理由によりまして、町へ事業等中止承認申請書が提出され、内部で協議をし、やむなく事業中止という承認をした経過もございます。

また、これまで当該年度の完成は難しいのではないか、駐車場スペースが同一敷地内でなくても問題ないのではないか、物置は必ず必要か、従業員住宅と民間賃貸共同住宅を併せた建設は問題ないか、1階が店舗で2階部分を共同住宅にすることも問題がないか、町外業者に発注した場合の補助上限は低くないかなどの意見・要望がございました。

こうした意見や今日まで建設には至らなかったという状況を踏まえ、内部で協議し、特に単身者住宅の整備は喫緊の課題であるというふうに考えておりまして、本年1月に補助金要綱の一部改正を行い、建主が取組やすい環境整備を図ったところでございます。

次に、新年度予算ではどのような企画の変更もしくは継続及び廃止の考えがあるのかとの御質問でございますが、平成31年度当初予算を検討する中で、法人等から数件の問い合わせがあることから、継続して予算を計上させていただいてところでございます。

また、前段申し上げました補助金要綱の一部改正ですが、変更した内容の一例を申し上げますと、住宅一戸当たり専用駐車スペースを一台分確保することについては、建設敷地が狭い場合は、同一敷地内でなくても認めることや、法人が建設する社員住宅と民間賃貸共同住宅を併せて建設する場合は、玄関を別に設けて、共同住宅が明確化されるのであれば認めるなど、町長が特に認める部分を追加することで、実質的な条件緩和をいたしたところでございます。

なお、補助金についても町内の建設業者により賃貸共同住宅を建設する場合は、最高限度額1,200万円と変わりございませんが、それ以外の場合は、最高限度額600万円から1,000万円に引き上げております。

町では、移住・定住促進事業として、空家改修事業など各種の支援事業や来年度から昆布小学校グラウンド奥に、子育て支援住宅の建設を計画しておりますが、俱知安町、ニセコ町の通勤圏域にあると考えられることから、移住者等が今後も増えることが予測され、単身者用住宅を含めた住宅整備は必要であると認識しており、民間活力を目的とした本事業の有効化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、2年間、事業実施に至らず、補助金を減額補正いたしましたことは、執行者として深くお詫び申し上げますとともに、今後、民間賃貸共同住宅促進事業に関して、町広報紙やホームページ及びフェイスブック等により、PRに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 本来であれば、昨年の予算議会で十分な議論が必要であったかと思うんですけれども、2年間にわたって計上した予算が未執行のまま減額補正でせざるを得なかったということについてはですね、町長もお詫びの言葉がございましたので、それ以上のことは言いませんが、私

は民間の資本力をどう活用するかという点では、非常に蘭越に金融の中の個人差の域というのはね、非常に高いものがあると、特に金融資産については高いものがあるというふうに思っております。

ただ、これを住宅に投資するということには、もう少しですね、時間をかけた説得力といいますかね、役場が胸襟を開いて事業主と深い議論をする必要があるのではないかとこのように思っております。伝え聞くとこのようにすると、1,200万から1,000万の、1戸当たりですか、これは最高額だと思うんですけども、補助、これは非常に建築を志している人にとっては、業者にとってもいい話だということに思います。お金がたくさんかかることはかかるんですが、良い話だと。だからこそですね、ほかの町村伝え聞くとこのようにするとね、これが執行者の命取りとは言いませんが、大変なやっぱり議会とのトラブルが原因になっているという情報を私は得ております。まず率直に町長のお詫びを聞いたということで、私は納得をしております。それで一つ伺いますが、事業主体は個人ですね、個人に支援をすると。業者は町内の場合は補助率が高い、金額が高いと。町外の場合は低いということで、当然、町内の業者を優先するという、そういう発想です。これは取り払ってはいかがかということに思います。町内の業者も実は、鉄筋コンクリートの工事をやれる業者というのは非常に限られた業者になってきていると、それから、若しくは設計やそのほかの専門家を他に委託するとか、二次下請け、三次下請けにするとかっていうようなかたちでないと、クリアできないということもありますので、より良いものを造るためには、町外も業者も対等に扱うという考え方でやっていくことによって、建物のグレードっていうのは非常に高まっていくのではないかとこのように思います。まず、そのことが第1点でございます。

それとですね、実は事業主体が民間だということになると、確認申請やそのほかですね、全部、本人もしくは業者がやらなければならないという問題がありますよね。それに対しての支援体制というのは、資金力はあるけどスキルがないという皆さんがある場合なんですけど、どう対応されるのか、この2つ伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。まず、2年間ですね、この民間賃貸共同住宅ですね、答弁の中でも申し上げましたが、申請があって、非常に私もですね、内部でやっていけると、その政策としてやれるという部分の中で非常に喜んだところだったんですが、様々な事情で断念せざるを得ないということで、この2年間ですね、執行ができなかったということに対しては、本当に申し訳ないなというふうに感じているところでございます。それを踏まえて、なぜできなかったということを内部で検討をさせていただきました。その中ではその要綱になる様々な条件の中で、やはりそれを全てクリアしてやるという部分の中では、その中で敷地の問題とかそういうのもあって、なかなか難しい部分がありますよという話を聞かれた部分もありましたので、柔軟に少し対応できるということを行おうということによって指示を出してですね、その中で実は、町内の業者、それはこの建てる部分と経済効果という部分からいくとですね、私は町内の業者の方がやってもらうことによって、また経済というものの動いてくるなという部分もあって、それで1, 200万という部分を設定しました。

今、ところが、現在、なかなかその仕事の部分からいくと、倶知安、ニセコのほうにですね、けっこう仕事の量があるということもあって、町内でそれを町内業者ができるかということと、いますぐそれを行えるというのは、なかなかちょっと難しい状況もありますよということもお聞きしましたので、そうすると町外業者ですね、そちらのほうにやはり枠を広げて行こうほうですね、いいのではないかとというふうに考えたわけです。というのは、今、非常に単身者住宅、移住定住の方々が多いですね。その多い部分という中で人口減少対策も含めてせっかく来ていただける、そういう方々に対してある程度、そういう政策的でもいいので、私はたててですね、人口増も含めてやっていく必要があるという部分も考えて、今回、実は、町外の事業者においてもかなり枠を広げた部分で1, 000万まで出すよというふうにしたわけです。それによって、実は、数件ですね、申し込みがあって、これは今のところのまだお話ですけども、4月から、実は着工したいという業者も、今、町外の業者ですが、お話は伺っております。そのようなことから、なんとかですね、平成31年度はそういうこの事業を

含めて、住宅不足の解消を行っていきたいということと、それと、この建物に関しては、うちの建設課のほうですね、確認も含めて相談から何かありますので、その建物の構造とか、いろんなそういうものも含めて、確認申請はしているので、その時にアドバイスとかですね、そういう部分はあるのではないかなというのも含めて考えております。

いずれにしても、この2年間できなかった反省を踏まえながら、内部でいろんな少し制度的な部分も緩和してですね、少しでも多くそういう業者の方々が建設して、蘭越にそういう住宅不足が解消できるような、そういう施策になってくれればありがたいなというふうな部分も考えて、今回また31年度に対しても予算措置をさせていただきたいという考えでございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○9番（柳谷要） 次いきます。

○議長（富樫順悦） 次ですか。では、次の項目へ移ってください。

○9番（柳谷要） 次に行きたいと思います。

自衛隊員の募集業務について、質問をいたします。

自衛隊員の募集業務はどのような法律根拠によってなされているのか、まず、そのことを伺いたいと思います。

また、昨今、自治体の協力が得られないかのような安倍総理の発言がありました。本町の協力体制は、その実態はどのようなものであるのか、また、これらに対して国の財政措置はどんなかたちでされているのか伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の自衛隊員の募集業務についての御質問にお答えいたします。

はじめに、自衛隊員の募集業務の法律根拠についてですが、自衛隊法第97条により、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定められており、自衛隊法施行令第114条から第120条まで、それぞれ自衛官募集

事務の内容が定められております。

また、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、自衛官募集事務を第一号法定受託事務と定め、国に代わり都道府県及び市町村がすべき事務とされております。

次に、協力実態についてですが、募集のために必要となります募集対象者情報の提供につきましては、自衛隊からの依頼を受け、住民基本台帳法第11条第1項に定める閲覧を認めているところでございます。

また、町広報紙へ自衛官募集記事を年6回程度掲載し、総務課窓口には通年で募集啓発用ポスターの掲載、パンフレット等を配置をしております。

さらに、自衛隊と地元のかげ橋としての役割を持ちます自衛官募集相談員が、本町では2名委嘱されており、志願者の相談等、募集基盤の充実を図っていただいております。

最後に国の財政措置になりますが、広報紙への掲載料及び郵便料等に係る経費として、平成29年度で1万9,000円が自衛官募集事務委託金として措置されており、年度終了後には実績報告書を防衛省に提出をしております。

今後においても、自衛隊員の募集業務につきましては、法令の範囲内で協力していきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私が質問した主旨は大きく分けて2つになります。

1つには、質問者である私が自衛隊の存在を認めるか認めないかという問題に関わることでございます。憲法上は私はあってはならない組織だというふうに思っておりますが、現実問題どうするのかということになりますと、法律に立脚した自治体運営というのが現実にされているかどうかという、結論の出ない、出ていない議論についてですね、やっぱり距離を置くという態度が必要なのではないかという、そういう立場で町長に伺いますので、そのへんのところを伺いたいと思います。例えば、自衛隊法の114条、施行令の114条から120条までの規定によって募集事務に協力しているんだという答弁と法律的には自衛隊法の97条でございます。この施行令を読みますとね、強制とかそういう言葉は一言もないんで

すよね。まさに町村の自治の範囲でもって、御自分の範囲で自衛隊に協力してくださいと、そして、事務費についても出来高払いという、非常に厳密な支払いがされているということですね。

それともう一つですね、個人情報保護条例の本町でもあるんですけども、著しく均衡を欠く扱いになっている、現行法上でも著しく均衡を欠く扱い、つまり、もう一方は何なのかといいますとですね、例えば、商店がダイレクトメールを送る時に、新入学のお祝いに対象年齢の方々の家族に住所と氏名を教えてくださいと言いますと、これは断られるんですよ。私は自衛隊法のもとでそういう便宜を図っているということについてはね、これは執行者の執行判断だと思いますよ。町長の政治判断によるものだというふうに思っています。私の立場は、認めるべきではないと、自由にやっってくださいという範囲のものだと思うんですが、100歩譲ってですね、著しくバランスを欠くという立場で言うと、例えば、いくつかの例を挙げますけども、私はねずみ年ですから、ねずみの会というのに参加しています。全てのねずみ年の方にお祝いの年男、年女のお祝いの集まりをしたいから名簿を見させてくれと言っても、これは断られるわけですね。全くバランスを欠くということです。

それと、もう1点、町長に伺いたいんですが、バランスを欠くだけでなく、個人情報をどう保護するかという問題ではなくて、今回の安倍総理の発言というのは、電子媒体や文書、つまりタックシールまで言っているわけですよ。それは政党としても権力政党である自民党の地域の国会議員の事務所を通じて然るべき部署からそういう指示を出しているということで、北海道新聞なんかでも批判的であるということがありますね。それはそういう問い合わせがあったのかどうかですね、伺いたいと思います。この2つをまず。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。自衛隊員の募集、特に住民票の部分だと思うんですが、まず御答弁でも申し上げましたけれども、私はある程度、法律の根拠に基づいた範囲内です、募集業務に対して協力をするという部分については、お答えをしたとおり

でございます。さらに、地方自治法、さらには自衛隊法の、先ほど議員さんおっしゃったとおりですね、施行令の中の第1号の法定受託事務だという部分の中でいきますと、住民基本台帳法の第11条の中には国または地方公共団体の機関が法令で定める事務、ですから法定受託事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳の一部を閲覧させることを請求できるという部分がありますので、この部分の中でですね、私は法に基づいた部分の中で、先ほど議員が町村が協力してくれないとか何かいろんな報道があると言ってますが、私は蘭越町としてはですね、協力はしているつもりでいるんです。法の中に基づいた中で。そういう部分がありますので、ですから、各町村においてはその名簿を提出したりとか、いろんなそういうこともあるという部分は伺ってますが、蘭越町としては職員とも協議しながら、その法に基づいた部分の中で、実は、自衛隊のほうからですね、閲覧申請というものが出てきているので、その法に基づいて閲覧させているというような現状でございますので、御理解を願いたいと思います。また、新聞社のほうからそのへんのとこの問い合わせとか、現状のところはないというふうに伺っておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 北海道4区の自民党の議員は中村先生でございます。中村事務所からの電子媒体及びその文書での提出での要請というのは、町長の見解も含めてですね、あったかなかったか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 私のほうではですね、そこを出しなさいとか、そういうような部分については、ないというふうに認識しております。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 安倍総理の発言というのはね、一転突破、なかなかいらいら感が募る自治体の協力事務に対しては満足がいかないという立場か

ら、自衛隊を、自衛隊の名前を憲法に書き込むと、憲法9条に書き込むという、そういう政治的な意図があるわけですね。蘭越でこういう議論ができるのは、私、大変幸せに思うんですよね。国の防衛や国土の将来について町村長と語り合えるというのは、非常に嬉しいことだというふうに思っております。まさに戦後の自治体のありようが、私はごく意識しないうちにですね、決められた業務以外は協力もしないし拒否もしないという、やっぱりそういう町の姿勢というのは自治そのものであるというふうに、ついさっきですけど、国連憲章を読みますとですね、そのやっぱり日本もそうなんですけど、世界中、1945年の第二次世界大戦の終了が反省というものに全ての倫理観や国家観というのがですね、例えば国家観、観るの国家観ですけれど、国家観というのは、やはり領土不拡大であったり、民族の自決であったりということがあるわけですね。一方でそういうのがあると。日本の憲法でそういうものを踏襲しているということがあるわけですね。一番重要なのは我々の身近な地方自治であると、誰かに何かを言われて左右、行政を左右しないと、これは第二次世界大戦にもっとも大きい反省の一つですよ。私はそこをですね、町長にやっぱり意識してほしいと、そういうことも思います。最後に町長からもう一言お伺いをいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。議員のおっしゃっている、そういう議員としての立場の私に対するいろんなお話、それと私としてのですね、地方自治、市町村を進めていく立場としては、自治法に定められている住民福祉の向上というものが第一に考えながら行政を執行していかなければならないというふうに考えております。その中で、繰り返しになるかもしれませんが、自衛隊の部分については、私も実は、自衛隊の協力の後志の連合会の理事というか、全町村がいろんな部分でなっていますので、その中で協力できる部分はこれまでどおり行っていきたいというふうに考えております。

ただ、法に抵触するというか、今、現状ある法の中で、私はできるものについてはしていくし、それを逸脱してですね、そういうふうなかたちと

いうのは、それは管内のいろんな状況とか、町村とか、そういうものもいろいろ聞きながら、今後そういうものが出てきた場合はですね、また判断をしていきたいというふうに思っておりますが、今現在としては、今やっている部分の中で法に基づいてやっていきたいということを御理解願いたいと思いますし、これからも蘭越町の与えられた私としての役目をですね、きちっと住民福祉の向上を念頭に置きながら、業務を遂行していきたいということで、答弁にさせていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 議員は統一選挙を控えております。住民の皆さんを接触する時にどうのぞむかということだろうと思うんですが、実はこの場で私、幹部職員の皆さんもたくさんいらっしゃるし、傍聴の皆さんもいらっしゃる、実は召集令状を配っているのは役場の職員なんですよね。これは紛れもない事実ですね。そしてその名簿とか、蘭越はどうであったかというのはこれから調べようと思うんですけども、関連した文書というのは全部燃やしてないんですよ。全国の自治体に。あったらもう宝物ですね。これは。だから、戦争を突き進んだ歴史というのは、自治体が責任を持っているということの一端でないかというふうに思うんですよね。大本は違いますよ。大本は違いますけど、そういう。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員、ちょっと質問の主旨、把握できないと思いますので、ちょっと質問変えてください。

○9番（柳谷要） 心構えをね、町長に伺いたいというふうに、最後に。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） お答えいたします。今回いただいた自衛隊員の募集業務、その部分については、先ほど申しましたとおり、法の部分の中で定められている中で私は協力したいというふうに思ってますし、それとあわせて、今後、行政を司る部分についてはですね、過去からいろんな経過があるかもしれませんが、先人たちが築いてきた蘭越町でございますので、それをですね、きちっと未来に向けて導くというか、そういう部分の仕事は

私に与えられたものだというふうに考えておりますので、努力してまいりたいということをお伝え申し上げ、答弁になったかどうか分かりませんが、終わらせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって柳谷議員の質問を終わります。  
昼食のため、休憩をいたします。  
再開は13時といたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
10番熊谷議員、質問席へ着席願います。

○10番（熊谷雅幸） はい。議長。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 二次通告の1点、お願いをいたします。

にぎわいのある商工業振興のまちについて、町長に質問をさせていただきます。

町内消費の拡大を推進するとともに、暮らしやすさの向上、にぎわいの創出など、魅力ある商工業の振興を目指します。とありますが、最近、諸事情で閉店する飲食店も増えており、活気がなくなっていることは事実であります。

民間の方の資金で店舗展開をしていただくことが良いと思えますが、時間がかかっているのが現状です。

そこで、古い店舗を改修するか、新たな店舗で街中カフェを併設できるような建物が必要ではないかと考えます。

その建物の中にカフェや商工労働観光課があつたり、観光協会があつても良いと思えますし、宿泊できる施設も可能だと考えます。

これらの展開についてお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の町政執行方針16ページのにぎわいのある

商工業振興のまちについての御質問にお答えをいたします。

議員から、閉店する飲食店も増えており、活気がなくなっている、また、民間資金では、店舗展開も時間がかかっているとの御指摘から、街中カフェを併設できる建物をという御提案をいただきました。

他の市町村でも、議員の提案する街中カフェ、またはそれに近い施設があり、富良野市のコンシェルジュフラノや倶知安町のまちの駅ぷらっとは優良事例として議員も御承知かと存じます。

仮に、蘭越町において同様の施設整備を行った場合、その取得費用や維持管理費用の問題、また実際に事業を行っていただける事業者がいるのか、あるいは、既存事業者との関係など、越えなければいけないハードルは、相当あるのではないかと考えているところです。

過去に検討中の共生型住宅に、商店を併設することも検討したことがありましたが、意向調査の段階で、出店を希望する業者はなく、テナント型の店舗運営にも、問題があると認識をしたところでございます。

議員の御提案は、前段の課題等がクリアされるのであれば、街のにぎわい創出や経済効果も大きいと考えております。

一方、本町では中心市街地整備事業の一環で整備しました街の茶屋が、平成21年から株式会社まちづくりらんこしで、地元の食材を使った飲食物の提供や観光案内などを行っております。

現在、これが町民や観光客が滞留する場所として活用されており、街の茶屋は街中カフェ等の機能も十分に備わっている機能と期待をしているところでございます。

議員の中心市街地で閉店する飲食店も増えて、活気がなくなるとの御指摘は、私も大変危惧をしております。早急な対策を講じる必要があると認識はしているところでございますが、まず、中心市街地の商店会や商工会がこの現状を踏まえて、どのような対策や計画でにぎわいの創出などを行っていくのか、そうした中で、町が関わりをもって支援等を行っていくことが大事なことはないかと考えております。

今後も引き続き、商工会や観光協会などの関係機関の御意見も併せて伺いながら、商店街の活性化について、議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 今回、以前から人が集まって語れるような、例えば、移住定住の方が集まって、いろんな支援をするような時に使えるようなカフェスタイルの施設があればということで提案させていただきました。

いろいろお話ありましたが、最初からお話しましたように、町で運営してほしいということではありませんので、あくまでも主体は民間法人というイメージでございます。私のイメージとしては、テナント型の店舗については考えておりませんので、申し添えておきます。先ほど、町長からお話ありましたけれども、富良野市の例がありました、私達も議員で研修行ってまいりましたが、マルシェスタイルは置いといてですね、町の中にはいろんなレストランをやったり、宿泊施設、これはどう考えるか別ですけれども、商工観光課を入れたり、観光協会が入ったような建物というのを見学してまいりました。需給のバランスからいって、どのような規模が良いのかということも分かりませんが、蘭越さを出してですね、行動できるのかなということで、商工労働観光や観光協会も役場内にいるよりも、町の様子や地域の現状を知って、そういうところで活動していくのがいいのかなと気もしますし、本来の仕事に従事できるんじゃないかという気がしますので、この点についてもう1回、御答弁をお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷委員の御質問にお答えいたしたいと思います。前段、答弁をいたしました、町のほうで、今、この設備投資をしてですね、そういうことを行っていくかということも一つの案だと思うんですね。ただ、その時に誰がどうしてやっていってくれるのかということ、まずきちっとしたそういう計画があってですね、進めていかなければならないのではないかなというふうに思っているところです。議員おっしゃっているとおり、商工労働とか、観光協会が町の中に入ってですね、町の状況を見ながら対応していくということについては、私は良い案ではないかなというふうに考えておりますが、それを建設して本当に誰がどうするかたちでやっていくかという、いろんな要望がありつつ、実際にやっていく計画

書などもあげていただいた部分の中であればですね、検討も次の段階ではいけるのではないかなというふうに考えているところです。

そのような中、実は、午前中にも若干、答弁をさせていただいた部分があるんですが、今、現在、ニセコ地区の観光開発についてですね、町内において非常に単身者住宅とか住宅が不足しているという状況があるんですね。これはいろんな部分の中で、私は人口減少問題とかも含めてですね、そういうことで、町内中心地に人が入ってくる、そういう建物を建てて、中心地に人が住む、そういうことによって買い物とかですね、商店にそういう経済とか、必要性とか、いろんなそういうものが出てくるのではないかなというふうに思っております。そういう中でいくと、今、人口減少対策も含めた基盤というか、そういうものをある程度、きちっと政策的に行って、そういう中で人が増えて、経済的に回るとかですね、そういうことがあれば、今、議員がおっしゃっている方法は、私は優良なですね、市町村の事例になるのではないかなというふうに考えておりますし、町としても、やはりそういうようなことを考えていかなければならぬかなというふうに思っています。非常に今の現状では、人口減少問題も含めて商店街をいろんなどういふふうにしていくかという部分の中で、いろいろ議論をしていかなければなりません、そこでこういうことをやっていくんだという計画なり、そういうもとでですね、やっていくためには、ある程度、基盤というか、そういう人口も含めた、そういう政策的なものも必要かなというふうに思っています、実は、今年度の部分からいくと、民間活力を導入したり、昆布とか町のほうでですね、ひまわりのほうにも住宅の新しい修繕をですね、行ったり、いろいろ人口を増やす対策を目玉としてやっていきたいなというふうに考えているところもある、そういうことによって、ある程度、人が集まればそういう要望とかそういうのも出てくるので、是非、議員がおっしゃっている部分の中では、私はそのそういう部分が出てくれば、必要ではあるんだなというふうに考えておりますし、実は、観光協会においても、ここ数年、役場が事務局をやっておりましたが、なんとかですね、中長期的な計画も立てて、役場が事務局をやっているものから独立してやっていきたいという方向性は立てているんですよ。それについても、今年度、当初から進めるように計画したんですが、ちょっ

と人材の関係もあって、4月から進められないのですが、年度途中からです、そういう人材も入れて、そして事務局体制も新たにしながらですね、進めていきたいという計画も実は持っておりますので、そういうことを徐々に行いながら、今、議員がおっしゃった次の段階にということは、私は可能ではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 街の茶屋もあるということでしたけれども、私はあれで十分だとは全く思っておりませんので、なかなかそのような方々が集まって話できる場所が少ないというのが、町民の意見が多いと思います。やはり、今後についてはですね、地域おこし協力隊の採用も検討しているということでございますけれども、いろんな良いアイデアあれば、是非、採用して、町に合うやり方を十分検討して行ってほしいなと思います。やはり、なかなか減る一方で、なかなか実行できていないのが現状じゃないかなという気がいたします。海外の例をとりますけれども、簡単なレストランやそういうものは簡単な建物でいつでも変更できるように建ててありますし、町の中も宿泊施設、長期滞在なのか、高齢者の住宅が足りないのか、そういう話も出てきましたが、それと併用しながら、こういうのをやはりの何かの土壌であげて、1年ぐらいで話し合っ、その後、何らかのアクションプランを起こして行って、そのぐらいをやっていかなければ、ますます減っていくのではないかなという気がしますので、このへんについてもう一度、お伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。私は街の茶屋で、そこですべて行ってもらいたいということではなくて、街の茶屋もですね、観光とかそういうような機能を持ってる、そこで頑張ってもらいたいなと期待を込めている部分もあるということで、答弁をさせていただいた経過にあります。運営自体はまちづくりらんこしがやっていますので、町がどうのこうのと言える立場ではございませんが、そういうかたちで頑

張っていただければありがたいなというふうに思っている次第でございます。それと、議員がおっしゃったですね、そういういろんな話を聞くという部分については、私もそのことは必要だというふうに考えております。現在、移住定住の地域おこし協力隊員も頑張ってますし、それと移住定住コーディネーターの方も一緒になって町のほうで、いろんな方々を入れるために努力をしております。そういう人方の話の部分聞きながら、空き家がないとか、住む所がない、さらには今、議員がおっしゃったそういうカフェ的なものですね、昔は蘭越の駅にもあったし、駅前にもカフェとかいろんな店があって、その中で集えるというものがあったと思います。議員からも御質問あった時、内部でも昔はそういう所があって、みんながちょっと集えるというか、そういう部分もあったよな、だんだんそれがなくなってしまうと、非常にそういうことから求められる部分もあるんだなということも話したところなので、非常に、今年総合計画も策定をしますのでね、そういう部分の中で、中心市街地の商店街の振興を含めて、そこは、今度は総合計画とか目標もあります、実際にできる部分という部分の中での構想と実行計画という部分の中で作っていくというふうにしていますので、十分、議員からおっしゃった部分についてはですね、中の部分でも参考としながらそういう計画ができるような分を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。それと、いろんな場で話を聞くという部分については、私もその分から町民の皆さんの目線とか、そういう部分の中で話を聞くというようなことは公約として掲げてありますので、そういう分についてはできる限り話を聞きたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 先ほど、運営の体制や資金についてお話があったので、それについて質問というか、させていただきますけども、例えば何かの施設なりカフェなりを運営するに当たって、今、盛んに言われているクラウドファンディングのもう一つの給付型というのがあります。これは、そういう目的に賛同してくれた方が寄附をするというだけではなくて、その利用券なり、金券はできませんけども、そういうようなサービス券み

たいなものをもって町の行事に参加するという方法があります。これが適するのではないかなという気がしますし、また、もう一つ、ふるさと納税のサービスの一環としてそういう利用券を、今、金券とかいろいろ規律で一概にすぐやれというわけではありません、こういうふうに蘭越のファンを作っていくというシステムが非常に増えていると、是非、こういうやり方をね、早く取り入れて、今年度、そしてできるだけ人が集う、楽しめる施設を、やはりリーダーとして前向きに検討してほしいなということで、最後に質問させていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） お答えいたします。今、議員おっしゃったとおりですね、いろいろなまちづくりについては手法があると思いますし、それに対して施設の運営、建設についても、いろいろな方法があると思うんですね。そういう意味で、私はその行政がそうやってどンドンどンドンというのではなく、いろんな民間の方々も入れた部分の中でまちづくりを進めていったほうがですね、よりいろんな町民にも理解されやすい、そういう事業が展開できるのではないかなと考えているところです。今、おっしゃった方法もですね、やはり、民間ならではとか、いろいろな情報を入手した部分の中での御発言という部分もありますので、非常に、参考としながら、そして、そういう機運が盛り上がった部分についてはですね、それは私は前向きに検討したいというふうに考えております。いずれにしても、そういうような要請があったり、いろんな声があってですね、皆で盛り上がってやっていこうということですね、私も是非、期待をしておりますし、そのような部分の中で、議員からもいろんな部分ですね、御指導、御協力お願い申し上げますので私の答弁とさせていただきます。

○議長（富樫順悦） これをもって、熊谷議員の質問を終わります。

次に、1番永井議員、質問席へ着席願います。

○1番（永井浩） はい。1番。

○議長（富樫順悦） 1番永井議員。

○1番（永井浩） はい。私からはですね、観光関係の点で質問させていただきます。

執行方針にあります、自然に育まれた観光振興のまちについてお伺いします。多様化する人々の志向に応じ、豊富な地域資源の活用と地域産業の連携による体験・交流・滞在型観光を目指します。また、他の二セコ地域とは異なる魅力を発信するため、二セコ観光圏や二セコ山系観光圏連絡協議会による広域連携に参加するとあります。

さらに、民間が主体となって、情報発信や誘客に取り組むことが重要と考えている。とありますが、他の二セコ地域とは異なる魅力を発信するなら、町がリードし町民ともっと蘭越の魅力について話し合うことが必要ではないでしょうか。比羅夫や二セコ地域でのフィールド観光系の生業の人達は、ほとんどが蘭越町を主とするエリアで営んでいるわけですが、蘭越町を観光開発する基となるのは四季を通じて蘭越町のフィールドで遊んでいる蘭越町民だと思います。その人達の意見を聞く場を数多く作ることから本町の観光開発が始まるのではないかと考えています。

数年前に議会で発言させていただきましたが、例えばフィッシュ・アンド・名駒などの施設を蘭越町のフィールド観光の基地として、オートキャンプ場、カヌーやサイクリングロードの出発点、二セコ山系の登山基地、冬はスノーモービルなどの活用を考えてはいかがでしょうか。

蘭越町にはこれらの遊びに携る方がたくさんいて、アドバイスを得られると考えます。さらに、町がリードしてそういう方々と起業し、蘭越町らしい観光事業を開発してはどうでしょうか。町長の考えをお伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の町政執行方針18ページ自然に育まれた観光振興のまちについての御質問にお答えをいたします。

議員から蘭越の魅力を発信するため、もっと蘭越の魅力について町民と話し合う場をつくることについての御提案をいただきました。

蘭越町には、ニセコ町や倶知安町とは性格が異なる観光資源がありますので、自然や文化を守りながらこれらの資源を活かしていくことが、持続可能な観光振興につながると考えております。

現在、新しい総合計画の策定において進めている町民アンケートや今後予定しているワークショップの中で、観光に関する内容についても、町民の意見を集約し、蘭越に住んでいる人が感じる蘭越の魅力、そして町外の方が評価する、それぞれの魅力を把握し、今後の観光施策に反映していきたいと考えております。

また、近年になって、町内においても地域の魅力に価値を見出し、観光事業に取り組んでいる方も少数ながらも見受けられるようになってきたほか、観光協会においても、行政から独立し、今までの概念に縛られない、柔軟な発想の中で観光振興を進めていきたいとの考えから、観光協会の運営計画を策定し、取り組んでいくというふうに伺っております。

このようなことから、町としては、今後、総合計画等で策定された町が目指す計画の実施等に当たっては、町が実施主体となっていかなければならない事業等とともに、蘭越らしい観光事業の推進について、観光協会や民間事業者との協議や懇談を多く持ちながら、その自主性を尊重し、側面から支援をしていくことも必要であると考えております。

また、フィッシュ・アンド・名駒につきましては、大湯沼自然展示館とあわせて、昨年11月から施設を活用していただける民間事業者を公募しておりましたが、二月末の締め切りでは、3社から応募があり、現在、選考を行うための追加資料の提出やプレゼンテーションの準備を行っているところでございます。その中では、議員の御提案同様、グランピングや各種アクティビティの拠点として活用したい旨の提案がなされており、今後、外部の意見もいただきながら、実現可能性などを慎重に審査していきたいと考えております。

蘭越町らしい観光事業の開発については、議員から御指摘の広聴活動の重要性は私も同感でございます。今年策定する町の最上位計画である総合計画に基づき、民間の力も借りながら、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） ありがとうございます。私、執行方針を読んでいて、何となく実像が見えてこないものですから質問してるわけですが、例えば、蘭越町の魅力を独自に発信すると言いながら、ニセコ観光圏やニセコ山系観光連絡協議会に加盟してどうのこうの、事務的なことは当然、勉強しなければならないことはあると思うんですけども、向こうは大手資本とこちらは資本があるかといったら、そんなに資本はない。でもその資本に巻き込まれたくないと蘭越町の住民はほとんどの人が思っていると思うんです。今、ニセコ町も倶知安町も自分達で開発したわけではないんですね。全てが大手資本、行政、住民が後追いで後から、もう取ってついたように引っ張られていく感じになって、自分達から、自ら観光開発したという実感はないし、逆に今になって慌てているような現状にあると思います。ちょっと耳が痛い話かもしれませんが、今、民間委託、公募してある程度応募があったということをお伺いしましたが、例えば、議会で議決しているから私達も大きなことを言えないのですが、道の駅だとか、それからチセのですね、民間委託、民間に払い下げ、売ったりなんかしたんですけど、結果、果たして良い結果が生まれたかといったら、やはりそんなにそんなに良い結果は生まれていないと思うんです。特にチセに関しては、あまりちょっと評判が良くないなとかたがあります。大事な観光資源を背中に、何かお荷物を下ろしたような感じで人に任せて本当に良いのか、もうちょっと話し合いをしてどういうふうにするんだと、蘭越の町民がどうそれに携わっていくんだっていうことを良く考えてからそういう話をして進めるべきではないかなって思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。過去の施策の部分の中でですね、それを民間委託にするという部分の中では、その時、その時のまちづくりのそういうあり方等を含めて、議会とも相談して行ってきたという部分があると思います。結果として、今、それがうまく活用されていないとかという御指摘もございますが、やはり、そのへんのところは、常時ですね、一つの例でいけば、チセなんかについてもですね、この

ままキャットじゃなく、いずれはリフトを設置してですね、そして観光客が訪れる、地区全体のそういうような観光に努めてもらえるような、そういうような要請自体は町のほうでも行なっていきたいなというふうに思っております。それと、今、蘭越らしい観光という部分で議員からもありましたので、それぞれの協議会は共通した目的を持ちながら、その観光振興に進めているわけですが、蘭越町はやはり、豊かな資源というのが海、川、山がですね、非常に豊富な場所です。蘭越町はやはり農業を中心としてやっていますから、そこの観光振興というのは、私はほかの所とかちょっと違うですね、そういう観光のあり方があるのではないかなと、それは以前の一般質問等でも、蘭越町が考える観光振興というのは、そういうかたちもあるのではないかということでお話をした経過があります。そういうものをどういうふうに導きながらですね、観光振興につなげていくかということは、行政も努力をしなければなりません、それに関わる、やはり観光協会とか、関連するそういう民間のやっている事業者、そういう協力も必要ではないかなというふうに思っております。議員のおっしゃっている、こういうかたちが必要だ、何が必要だ、抽象的ではないかという部分は、たしかにおっしゃる部分については、もう少しこういうことをするんだということも含めて必要であることは、私も理解するんですが、やる部分からいくと、何を言いたいかと言ったら、行政がこれまでずっとやってきたそういう部分を含めていろんな部分で検証して、いろんな意見を聞いて、そして皆さんがある程度こういう方向性でもっていったほうが良いよというような部分の中で、最終的には責任は私にあるわけですから、そういう中で方向性を決めて進めていかなければならないというふうに考えております。ですから、蘭越の観光というのは、ここの中で農業を中心としながら、やはりそれに既存する観光業、今、どんどんどんどんそういう部分で入ってきているところもあるので、十分、そこを見極めながらですね、私は行なっていきたいというふうに思っておりますし、民間委託をした施設については、やはりその部分で検証をしながらお願いしているところについてはまたお願いする、さらに見直すところは見直すというような部分でいかなければならないかなというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） おっしゃっていることは分かりますし、そのぐらいまでしか答えられないなというのは分かります。なかなか実情見つけられないというのはありますが、ただ、何となく他人任せなのかなって思うのがですね、例えば、蘭越町を奥二セコ地域として他の二セコ地域と異なる魅力を発信したいという、たしかに今言われたように、ほかの地域とは違う発信、たしかに農業もありますし、自然が本当、二セコ、倶知安よりずっと良いものをたくさん持っている、なのに、奥二セコという地域、ちょっと調べたんですけど、奥多摩だとか奥飛騨とか奥日光、奥っていう使われる所が全部市にある。奥多摩はちゃんと奥多摩町なんです。奥日光は日光市の中にある。奥飛騨は飛騨の古川町、宮川町、岐阜の北側のことを総称して奥飛騨と。奥二セコという言葉は、二セコ町蘭越地区ではないんですよ。蘭越町なんです。あくまでも。あまり二セコと一緒にあって、たしかに二セコ地域とは連携してやっていかなきゃいけないというのは分かるんですけど、これだったら、この奥多摩だとか、全国で使われているその奥という言葉を使っている地域からいったら、蘭越町は二セコ町蘭越町なんです。というふうな表現と大した変わらない、やはり独自のものを打ち立てられなかったら蘭越町というものを最初から立てていく意気込みじゃないと、どうしても何かもの足りない、ましてや最終的に何かに巻き込まれてななああで実情が見えないまま何年も経ってしまうというような観光開発になってしまうのではないかなって思いましたので、質問させていただきました。その点について、ちょっと屁理屈なような質問ですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 答弁させていただきます。議員おっしゃった奥二セコ、ここの名前の由来というのは、二セコ観光圏3町で協議会を設置して、二セコ観光圏の中のそれぞれの位置づけの部分の中で、蘭越町湯里地区を含めて奥二セコ地域というかたちの名称を使っている部分です。ですから、二セコ町の中に蘭越町が奥二セコとしてあるんだっていう部分ではなく、

そこはそういう名称の中です、観光圏の中で奥二セコ地域というのがあるということ、まず御理解願いたいと思います。ただ、その観光振興を進めていく部分の中です、非常に、奥二セコという響きとかです、そういう世界的に知れ渡っている二セコ地域という部分からいくと、そこにある蘭越町は隣接してあるんだという部分の中で、これまで実はいろいろな観光振興を進めている部分の中では奥二セコ地区の蘭越町というのを使っていたのは事実だと思います。議員がおっしゃっている蘭越町は蘭越町らしく、観光の部分をきちっと使ってPRしていくべきだということも、たしかにそれはそのとおりだというふうに考えております。今後、観光振興に当たっては、やはり、私は連携も必要ですが、蘭越町独自のそういう観光振興というのは必要だと思っておりますので、ああいう両地域等の観光とは違う観光をしていきたいというのは、いつもお話をしておりますので、そのへんのところはですね、十分、議員がおっしゃっている意図も分かりますので、内部でそういう観光を進めていく部分の中では努力して、いろいろな面でまいりたいなというふうに考えておりますので、今すぐこれをこうしますというのは、なかなかいろいろな部分の中で協議をしていかなければならない部分がありますので、一つは先ほど言った観光協会、そこが独立していろいろな部分の中で努力して行って町が支援していくというようなこともあるでしょうし、農家民泊というか、そういう部分をもっともっと推進するという方法とか、いろいろあると思いますので、内部でそのへんのところは十分検討しながらですね、進めてまいりたいというふうに思っております。御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） ありがとうございます。なかなか観光開発についてシナリオをつくるのは難しいと思うんですけども、より実像が見えるようなかたちでリードしていただきたいと思います。終わります。

○議長（富樫順悦） それでは2項目の質問に。  
金町長。

○町長（金秀行） 十分、今の御質問をですね、内部でどのように反映し

ていくかと、特に、先ほど答弁いたしました、総合計画の中でもいろいろな部分で意見を聞きながら、実効性のある計画というものも作っていくことにしますので、今回いただいた御質問等の主旨、十分理解しながらですね、検討してまいりたいというふうに考えております。御理解をお願いします。

○議長（富樫順悦） それでは、2項目の質問に移ってください。

○1番（永井浩） それでは、農業関係の質問をさせていただきます。

良質な育苗用土の供給、基盤整備事業に必要な客土用土の供給について質問させていただきます。

町政執行方針にあるように、本町の農業は、恵まれた気候と土地条件をかし、町を支える基幹産業として関連する商工業、観光等の産業と融合し、町の振興発展に寄与してきたことは言うまでもないことです。また、各種農業振興策、土地基盤整備事業を積極的に取り組んでおり、特に道営農地整備事業、ほ場整備は多年にわたり実施され、素晴らしい成果・実績を上げており、全国的な良質米の生産地として大きく寄与しているところです。

このようなことから、健苗育成に欠くことのできない良質な育苗用土や基盤整備事業に必要な客土用土の供給は極めて重要であります。

議会に配布された参考資料17を見ますと、名駒地区を含め8地区で基盤整備事業を推進するとのことで、計算しますと55.2ヘクタール、客土10センチとして約55,200立米の良質な土を必要とします。この度の整備事業の終了後、次の整備事業用にも使われる土の確保はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の町政執行方針14ページ、良質な育苗用土の供給、基盤整備事業に必要な客土用土の供給についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、御質問の基盤整備事業に必要な客土用土の確保でございますが、農地整備事業は北海道が事業主体でございますして、事業で使用する土は、事業を実施する各地区において、受益者の協議により土取り場を確保

するということとされております。

新年度予算で計上しております8地区の土取り場の確保の状況でございますが、昆布地区と豊国地区は既に確保・採取をしており、他の6地区は今後、それぞれの地区で協議し決定されることとなります。

また、土を提供する方に対しては、農地整備事業の事業費から補償費が支払われることとなっております。

なお、必要な客土用土の量でございますが、区画整理する全ての面積で実施するのではなく、受益者の要望により実施することとなります。

現在の必要数量の見込みでございますが、8地区全ての客土予定の面積は、約492ヘクタール、必要な土の量は約49万2,000立方メートルと試算しております。

一方、町では育苗施設において製造している育苗用土と、町が実施している客土事業で使用する土の確保が必要となっております。

それらの土に関しては、現在、吉国地区の土取り場からの育苗用土、鮎川地区の土取り場からの育苗用土と客土用土をそれぞれ採取しております。

このうち、鮎川地区の土取り場については、利用している用地部分の採取可能な土の量が減少している状況にあることから、今後も事業を継続していくため、現在、土取り場確保の検討を鋭意進めているところでございます。

本町農業が持続して将来に引き継いでいくため、農産物の生育に不可欠な生産基盤の整備をはじめ、良質な農地の整備は重要であると考えております。今後も引き続き、本町農業の発展を図るため、農地整備事業をはじめとする農業振興施策に取り組むとともに、北海道や土地連などの関係機関に要望等を行いながら推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） なかなか良い土が見つからないという話がありますし、また、今、地区、地区で探して、その地区、地区で対応しているというふうに答弁なさったわけですが、例えばそれが無い場合、その地区に適応する土地や、なかなか土が見つからない、また見つけた土や土取り場がすご

く遠くて運搬費にものすごくお金がかかると、そういうことをすごく心配されている農家の方がいらっしゃいます。今後どういうふうになるかわからないですけども、先般も視察の時に行った時には、この栄橋に横でやったやつも、ボーリング調査の時と結果が違って、石が出て使えなかったと、それに対する個人負担も相当出たというような話もありますし、まだまだいろいろな所に交渉すれば土地を買えるような所は、土が買えるような所がもっと近場にあるんじゃないかという農業者からの話もあります。そのへんを加味してもらいたいのと、鮎川のほうはちょっとどうなんですか。道との話がついてこれからも取っていけるのでしょうかね。それと、そんなに質問は長くないんですけど、この土地改良の受益者というのは農業生産者だけじゃなく、結局は良質米を作って蘭越町がどんどん産業発展するということは、蘭越町自体が本当の受益者だと思うんですね。そういうことを考えてなるべく負担がかからないような、農業者に負担がかからないような土を見つけてあげることも町の重要な役目だと思うので、そのへん、町長から答弁をお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員からの御質問にお答えをいたしたいと思えます。道営事業については、先ほど答弁もいたしました、やはり関連する受益者の方々が客土をしたいとか、そういう部分については、土の確保、この部分をいろんな付近の方々と協議しながらですね、お願いをして採取していると、これはあくまでも道営事業の部分ですから、町がどこから取りなさいとか何かと言うのは、なかなかやはり難しい部分があります。それだからといって、鮎川からそういう土をですね、全部使って良いよというふうになると、それはもういっぺんで土が無くなりますし、そうすると、育苗とかいろんな町がやっている単独の客土事業とか、そういうものに支障ができてくる部分がありますので、道がやっている道営事業については、なるべく各地域の方々がいろんな情報の中でですね、見つけていただければありがたいなというふうに思っております。そういう中で、町がもし仮に、こういう所から貸してくれるようだよとか、何かというそういう情報とかはですね、一緒に担当課のほうで道のほうと協議をしながらは

できますが、あくまでも受益者、それと北海道、そういう中で進めていくと思います。

今、議員からお話あった大谷地域の部分についても、一部ここが良いだろうということでありましたが、なかなか良い土が出てこないという部分もあって、今、近くの所からですね、採取できるようにお願いをしているというような情報は私どものほうにも入ってきております。その中でかかる費用は道営の部分の中で、補償費という部分中で今後、その部分の中で検討していくというふうに伺っておりますので、本当に土が無くてどうにかならないか何かといういろいろ情報入手しながらですね、町がそういう部分で協力できる体制とか、そういう部分があればまた一緒になって、職員の説明会とかそういう部分には出ておりますので、協力できればなというところも考えているところでございます。

それと、鮎川の土については、もうあと数年しか持たないという状況です。これは前にもお話をした部分があります。それで、今、その部分をもう少し拡幅できないか、というのはですね、それはいろいろ森林整備の部分の中で、この補助金をもらって整備している部分もありますから、そこが今、国までもう協議というか、もうそういうふうになるんですよ。そういう補助金の敵化法の問題とか、起債の問題とか、そこを含めて少しそういうことができないか、担当のほうでですね、今、かなり振興局を通して協議をしておりますので、まだはっきりというところまでいきません。なるべくそういうふうなかたちで、少しでも土が取れるような状況になると、そのためにはそれなりの費用がかかる等があったら、事前にですね、議会のほうに報告をして、また町の進むべき方向について説明をして、議論をさせていただければというふうに考えております、いずれにしても、議員がおっしゃっているとおり、蘭越町は農業の町、そしてらんこし米はブランド化ということで、高い地位を、今、過去の人方が努力して努力してやっと築いております。そういう中では基盤整備というのは欠かせない事業でございますので、これは道、さらには土地連含めて今後とも要請するとともにですね、そういう土の問題、そういう部分については関係者だけでやれという部分だけではなく、一緒に話を聞きながら、できるところはその全て町がやれるというわけではございませんので、協力できると

ころはそういう部分で、話を一緒に、何か違う所はないかとか、そういう部分と一緒に聞きながら対応できるところはしてまいりたいというふうに考えております。御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） ありがとうございます。私の求めていた主旨の答弁をいただいたと思います。本当に蘭越町は基幹産業ですので、その基幹産業をどれだけ守っていくかということは、本当に蘭越町、受益者がみんなでリードしてですね、話し合って進めていかなければならないと思っておりますので、当然、議会のほうでも協力すると思っておりますので、よろしく願います。終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

○1番（永井浩） いいです。いただきましたので終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、永井議員の質問を終わります。

次に、5番難波議員、質問席へ着席願います。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） はい。5番。

学校教育に関わる2項目について御質問いたします。

学校教育アドバイザー及び中学校の部活動について。

現在、学校が抱えている多くの課題に対応するために、学校教育アドバイザーを配置する予定とのことであります。

教育委員会として、学校経営の改善や教職員の研修活動の充実を図るために、専門的、技術的な指導を行うことは大変重要です。

想定しているアドバイザーの業務内容や、期待される効果などについて説明してください。

また、中学校への部活動指導員の配置と部活動の指導体制の検討については、学校や関係者と協議を進めていると思いますが、現状や期待される効果、課題などについて、もう少し詳しく教えてください。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） 難波議員の町政執行方針22ページ及び教育行政執行方針9ページからの学校教育アドバイザー及び中学校の部活動指導についての御質問にお答えいたします。

はじめに、学校教育アドバイザーの必要性等について申し上げます。

近年、グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、子ども達を取り巻く教育環境も大きく変化しており、教育に関する諸課題への対応が急務になっております。

こうした中で、平成29年3月に学習指導要領が改訂され、2020年度には小学校で、2021年度には中学校で新たな教育活動がスタートします。学校では、児童・生徒の指導改善を目的として、新しい制度の試行や導入、見直しが絶え間なく行われており、戸惑いを見せる教員も少なくありません。

さらに、いじめや不登校の解消、学力や体力の向上といった教育現場特有の課題の山積に加え、少子化、核家族化の進展とともに、これまで地域や家庭の中で育まれてきた子ども達が生きていくための様々な能力や技術を学ぶ機能の担い手として学校に大きな期待が寄せられ、学校の業務は多様化・複雑化しております。

本来、学校経営、教職員の指導は校長や教頭が行うものでありますが、学校教育制度改革への取組や保護者対応、増加する特別な支援を必要とする子どもへの対応等に、管理職も教員も大変苦勞しながら業務を遂行している状況であります。

教育委員会では、学校現場において一連の職を経験し、教育課題に対応してきた校長経験者を学校教育アドバイザーとして新たに任用し、質の高い学校教育の実現を目指し、教職員の資質向上に関すること、新学習指導要領の円滑な実施に関することなど、教職員の相談体制の充実を図りたいと考えております。

学校教育アドバイザーの業務内容につきましては、学校経営に関する指導助言、教員の学級経営及び指導力向上のための指導助言、組織的で効率的な学校運営と働き方改革に係る指導助言、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の支援、安全教育、危機管理の向上にかかる指導助言等であり

ますが、特に、経験の浅い教員の授業や新たな学習活動の取組等では、授業を見てもらうことにより、授業改善や指導方法についてのアドバイスを受けることができますので、教員の指導力向上につながることを期待しているところでございます。

また、教職員が子どもと向き合う時間を確保するためには、各種業務の効率化が必要であり、そのための指導助言を行うことによつて、働き方改革の推進につなげたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、中学校の部活動指導についてでございますが、中学校の部活動につきましても、中学校教員の長時間労働における要因のひとつであること、また、競技経験のない専門外の部活動を担当する教員が増えていることを背景として、国は、中学校における部活動の指導体制の充実が図られるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成29年4月から部活動指導員の学校への配置が新たに規定されました。

蘭越中学校の部活動は現在、文化部1部、運動部が6部の計7部が活動しており、管理職も含め13名の教職員により、昨年6月に策定した学校における働き方改革蘭越町アクションプランで求める、教職員複数体制での部活動指導を行っていますが、2021年度には生徒の卒業により、現在3教室ある特別支援学級がなくなることで、教員が現在より4名減少することが見込まれております。

複数顧問による指導体制がとれない場合、現在の部活数を維持することが困難となることから、部活の改編と体制づくり等について、昨年度より関係者で協議検討を続けておりましたが、本年2月6日に開催しました学校・PTA・競技団体・教育委員会による部活動合同会議におきまして、サッカー協会及びソフトテニス協会から部活動指導員協力の申し出があり、4月1日からの配置が可能となったところであります。

部活動指導員を配置することにより、教員の長時間労働等の負担軽減が図られるとともに、体力向上や健康の増進を図りながら、礼儀や責任感、仲間との連帯感及び社会性を育むなど、学校教育の中でも人格形成に果たす役割が大きい中学校の部活動の存続が可能となることから、その効果は大変大きいと考えております。

しかしながら、中学校の生徒数は2021年以降、100人を切る見通

して、生徒の減少から種目によっては休止や廃部が避けられない状況となることも考えられます。このことは、中学校だけの問題としてとらえるのではなく、小学生、高校生も含め、体育協会の各種競技団体や総合型地域スポーツクラブなど、地域が受け皿となって子ども達の多様な運動機会の充実や技術の向上を図るなど、町ぐるみで強化するシステムの構築について、学校・PTA・関係団体・行政等、関係者で引き続き協議してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 非常に詳しく、今、説明をしていただきました。元教育長から教育長にということで、大変、質問するかどうか迷いながら質問をさせていただきました。私が辞めてから5年ちょっと経ってますけれども、学校の中身も相当変わっているなというふうに、今、認識しております。まず、学校教育アドバイザーなんですけれども、一般的に地方教育行政法では、教育委員会の中には指導主事を置くと、置かなければならないのではなくて、努力目標ですけれども、指導主事を置いて、学校におけるその専門的な、教育的な立場から学校に指導をするという、指導主事という制度があります。大きな町村では教育委員会の中に指導主事を配置しているところはたくさんあります。管内では京極町なんかはずっと昔からやっております。やり方としては、現職の教員を2年間、3年間、割愛という制度で教育委員会に配置をしてもらって、道教委から配置をもらってその町で専門的な指導主事としての仕事をすると、こういうことをやっているところがありますけれども、多くの小規模町村では、財政的なことからそこまではできないということで、多額な人件費がかかりますからなかなかできないということで、この指導主事を置いていないというのが現状です。そのために、教育局の指導主事を年に何回か来てもらって、指導助言を仰ぐという、それぐらいしかできないんですね。ですから、細やかな対応には限界があるということは以前から悩みであったわけですがけれども、今回、こういうかたちで囑託職員的な感じですがけれども、適任者を配置をするということについては、良いことだなというふうに私は理解しております。大事なところは学校長や教職員の理解と協力がなければ

ですね、教育委員会がそこを配置をして、どんどん、どんどん学校に出て行けといってもですね、なかなかすんなりいくかということ、非常にやっぱりある意味では難しい面も出てくるのではないかなというところも、若干、懸念をしております。やはり、学校長や教職員との信頼関係を築き上げられるような方が望ましいというふうに思うわけです。そういうかたちの中で、子どもたちとのより良い教育活動を行なっていくという、そういう思いの一致といいますか、そういうところが非常に大事ななというふうに思っております。学校教育法の中では、学校における教育課程の編成権というのは学校長にあります。かつて私がやっていた時代には、そこは学校長ではなくて、我々教職員だと、そういうこともあったんですけども、今はそういうこともなくなっているの、概ねスムーズにいくと思うんですけども、やはり、学校長の権限というところと、教育委員会に配属をさせる学校教育アドバイザー、指導主事的な立場の方との学校との関係を、きちっと円滑にいくような、そういう配慮が必要だろうというふうに思いますので、そのあたりについて、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、部活動ですけれども、これについては以前から私も発言をさせていただいておりましたけれども、いずれそういう時代が来ると、こういうふうに思っておりました。それが非常に進んできて、今の特別支援学級の減で4名減るとい、ちょっと驚きなんですけれども、現在の13名のところが4名減るといのは非常に深刻だなと、そういうふうに思っております。おそらく現在も指導経験のない方がその部活の担当をするということやせざるを得ないような状況というのがあると思うんですけども、やっぱり部活動を真剣に一生懸命やりたいという子どもにとっては、やはりきちんと自分の競技力が付くような指導をしてくれるのかどうかというところは、子どもにとっては一番不安なところ、それは保護者も同じような気持ちでいると思います。

しかし、学校運営上はですね、部活動ができる先生を呼んで来るといことはやっぱり二の次になっちゃうわけですね。どうしてもやっぱり欠員の生じた学習指導のできる教科担任を呼んでくるということが第一になりますから、これからますます部活動を担当する先生というのは、非常に難しくなるだろうと、そういうふうに思います。そういう中で、そういうこ

とを見越して中学校といち早くそういうための協議をする場を設けてですね、対応しているということについては、今、初めて伺いまして、良いことだなというふうに思っております。加えて、そのサッカー協会やソフトテニス協会からそういう支援も、手を差し伸べたいという申し出もあるということで、非常にありがたいことだというふうに思っております。是非、これからもその関係団体に積極的にはたらきかけて、そういった対応をしていってほしいというふうに思います。町長の執行方針の中にもですね、経験や専門的な、経験のある高齢者の活用ということをお話しておりますけれども、ここなんかはですね、そういう方がたくさんまだほかの競技団体にもいると思いますので、是非、そういう方を活用して、これからはたらきかけをしてほしいと思いますけれども、私の認識では、道教委、国の新しい部活動指導員の補助システムもあると思うんですけれども、今回、この予算に60万計上しておりますけれども、これについては、一般財源だったような気がしたんですけども、道教委のそういう制度に乗っかることができなかったのかどうか、そのことも含めてもう一度お願いします。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） まず、学校教育アドバイザーについて御説明いたします。今、御質問あったように、臨時の職員として指導主事があるんですけれども、管内におきましては、小樽市とそれから町村では京極町が指導主事を置いております。また、指導主事ではないんですけども、仁木町においては学校力向上支援員ということで、小中学校に各1名ずつ配置した支援員を置いております。それぞれ目的があるんですけども、指導主事につきましては、今、難波議員からお話がありましたように、現職の教員ということで多額な財源が必要だということもあるものですから、また、学校教育アドバイザーを置くことによって、こちらのほうで一方的に置きたいと言っても学校教育アドバイザーが先生達に、子ども達にとってどのような指導助言、アドバイスができるのか、また学級経営や学校経営にどのような効果があるのかということが、非常に大事なところでありますので、学校との信頼関係は結んでいかなければならないなというふうに考えております。その中、校長先生ともお話しした中では、指導主事はどちらか

というと、先生達の指導助言のいろいろな研修に対する指導、授業力に対する指導ということに力を入れておりますけれども、むしろそれよりも、指導も当然大事なんですけれども、助言、それから相談、アドバイス、相談に重点を置いたほうが非常に学校としてはありがたいという話をしております。前段、先ほども校長先生、教頭先生が学校経営をするという話をしたんですけれども、特別支援が多い、特別な支援が必要な子どもが多い中で取り出し教育というのも行っておりまして、現在は支援員だけでなく、校長先生や教頭先生も子ども達に、校長室で授業を教えたり、別の学級に行き行って授業を教えたりとかということで、大変忙しい状況にあります。そういうことで、学校教育アドバイザーを配置することによって、教育委員会に席を置いてもらうんですけども、週5日ありますので、その期間の割り振りについては、蘭越小学校2日、蘭越中学校2日、昆布小学校1日という、それは一応予定ですけども、そういうようなかたちで学校に行き行っていただいて、授業を見てもらうことによって、先生達の授業の様子が分かりますし、子ども達の様子も分かるということで、非常に効果が多いのではないかなというふうに考えております。

次に、部活動指導員でございますけども、先ほど4名減になるというお話だったんですけども、今、13人おりまして、7つの部に対して複数顧問が必要だということで、13人の先生が2人ずつついているんですが、そこには校長先生と教頭先生も張り付いております。校長先生は2つの部に張り付きをしておりまして、非常に忙しいところで対応しているんですけども、4名減になるのは、今から2年後の平成33年度からでございます。学校の中では平成33年度になりますと、今、教員数が管理職等を除いて7名になります。蘭越中学校の教員は、一般教員7名になりますので、それで7部あるので、2つずつ部を持つと3つ、多くても4つが限界かというふうに言われております。それで、いち早く部活動指導員を配置して2年後に備えて、今からこういう対応をしていきたいなということで、2月6日に各学校において、各競技団体、保護者、教育委員会、学校、それぞれ関係団体が集まりまして状況をお話して、御協力いただいているところであります。その中で、やっぱり競技団体の支援が非常に大切になってくるものですから、現在も各部については、外部指導者という方が来て、

先生達と協力しながら、また指導助言をしながら、部活動指導を手伝って  
くれている方がいるんですけども、その方達については引率とか、一人、  
教員がいないときは練習とかできないものですから、今回、部活動指導員  
について配置をお願いしているところでございます。先ほど、国の補助金  
の対象の中にあるんですけども、国の補助金は3分の1以上。3分の1と  
いうことで上限33万円まで、210時間の上限の中で行われているので  
すが、国は週3日と2時間以内とか、それから週休日は3時間以内とか、  
国の規定にあった場合は補助対象にするということですが、当初  
は難しいかなと思ったんですが、補助、国の基準に合った部活動指導員の  
配置が可能ということで、申請につきましては、実は、これからのもので  
すから、申請については行っていきたいと。国の補助金の対象になるので  
あれば、対象にしながら部活動指導員の配置をしていきたいというふうに  
考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） ありがとうございます。概ね理解ができました。非  
常に少子化の影響によって、学校運営の難しさがますますこれから出てく  
ると、そういう時代に突入していくんだなということがよく理解ができた  
。是非、こういう対応を早め早めに手を打ってですね、これからの子  
ども達の教育活動、教育環境の整備ということに努力をしていってほしい  
ということをお願い申し上げて質問を終わりたいと思えます。ありがとう  
ございました。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですか。

○5番（難波修二） はい。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩をいたします。

再開は14時20分といたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番向山議員、質問席へ着席願います。

○3番（向山博） はい。3番。

○議長（富樫順悦） 3番向山議員。

○3番（向山博） 育苗施設の運営について、次の4項目に御質問させていただきます。

予算の概要には中苗マット22万7千枚と昨年よりは微減したものの、相変わらず育苗処理能力の21万枚を超える状況に変わりはありません。

育苗施設に関しては、過去に2度質問させていただきましたが、重複していない次のことについてお聞かせください。

1、育苗施設の建設当時の目的について。

2、近年の少子高齢化に伴い、農家戸数も急激に減少しており、30年度の育苗施設利用の農家戸数とピーク時の年代・戸数をお知らせください。

3、新規需要米の枚数と対応について。

4、水稻育苗の新技術や密苗の対応と問題点についてお聞かせください。

以上の4点、よろしく願います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の町政執行方針13ページの育苗施設の運営管理についての御質問にお答えをいたします。

御質問の1点目でございますが、育苗施設は高齢化による水稻育苗作業の省力化と所得確保を目的とした、水稻と園芸作物の複合経営を推進するため、作業の軽減を目指しているもので、平成9年度から稼動し、平成24年度には新たに施設を増設し現在に至っております。

次にご質問の2点目でございますが、30年度の利用戸数は77戸で、ピークにつきましては平成26年度、平成27年度で84戸でございます。

次に、3点目の御質問ですが、出荷した苗につきましては、新規需要米の作付にも使用されている状況にあります。

30年度で出荷した77戸のうち、作付面積の全量を出荷している農家

が48戸で、一部を出荷している農家が29戸でございます。

全量出荷している農家48戸の新規需要米の作付面積は、55.5ヘクタールで、その全面積が育苗施設から出荷した苗が使用されていると考えられますので、使用枚数は1万9,425枚と推計をされます。

なお、一部を出荷した農家につきましては、自家播種と育苗施設から出荷した苗の使用内訳の確認が困難でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、4点目の御質問でございますが、現在、町では育苗施設を活用し、水稻栽培の新技术として密苗と育苗用マット床土に代わるロックウールマットの試験栽培を生産者や農業改良普及センターの協力のもとで実施をいたしております。

密苗は、育苗マットに慣行苗の約3倍の種子を播種するもので、これにより育苗マットの数量及び育苗ハウスの設置場所の削減、また、短期育苗であることから、育苗作業の省力化、効率化が図られるとされておりますが、播種工程と田植機に専用の機器が必要となります。

また、ロックウールマットは、育苗マットの床土に代わる固形の専用マットで、重量が慣行の約70%と軽いことから、作業の軽減、効率化が図られるとされております。

これら平成30年度の試験結果については、配布している参考資料16の平成30年度試験展示ほ成績書の中で報告しておりますが、密苗につきましては、苗床の面積は慣行の37%、育苗の労働時間は約4割となり、収量は同等であります。品質が低下し、収益は1割減少との結果となっております。

ロックウールマットは、軽量であることから、移植時の労働作業の軽減が図られ、生育も慣行と同等で、収量はやや少ないが、品質は同等となっております。

これら新技术については、慣行との作業の違いに注意しなければならないなど課題もありますが、担い手や労働力の確保が困難となる中で、課題解決の1つの方法として、引き続き、試験を進めるとともに、育苗施設においても、将来の導入に向け検討を進めていきたいと考えております。

育苗施設の運営につきましては、今後もこれまでの職員の経験を活かし、

健苗の安定供給による役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博） ありがとうございます。1番目の建設当時の目的と、それから2番目の利用農家戸数、それからピーク時の利用農家戸数と年度は理解いたしました。それを絡めてですね、3番目の事柄に関して再質問させていただきます。まず、私が平成27年度の第4回の定例会で、苗の帰属について御質問させていただきました。確認になりますが、その後、育苗施設運営委員会で検討された農地の賃貸借、売買について、権利者変更時の苗の供給についての現在の取り決め事項がありましたら教えていただきたいと思います。それともう一つ。その時一緒に飼料米と新規需要米に関する対応をいかなされるのかと聞いたら、内部で検討したいという御返事をいただいております。それからこの答弁を聞くと、それから検討されていなかったのかなっていう、すごく残念な気持ちなんですけども今後、ずっと制限されないのか、その2点を御返答いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 育苗施設運営委員会の中でのその内容についての部分については、私も全体的な答弁の後で、担当課長から御発言を申し上げますので、お許し願います。議員の御質問の部分の中で、飼料用米等を含めた育苗施設のあり方ということでございますが、この育苗施設を進めた部分の中では育苗作業の省力化と所得確保を目指すという部分の中で進めた経過がございます。その後、高齢化となってですね、育苗施設の需要というのは非常に高いわけでございますが、それを水稻の作付けする種類によって、その育苗のですね、受け入れというのを分けるというふうになると、現在、その水稻の播種機なりですね、そういうものを持っていない方というのもいらっしゃると思うんですね。そこだけ分けてしまうと、飼料用米の苗はどこで作ってどうするんだというようなかたちにもなると思いますので、今のところではなかなかそこで区分して、それを行うというのは、やはり難しいことではないかなというふうに思っております。できれば本

来であれば、主食用米等を含めたそういうものですね、育苗施設でやればいいのですが、そこの中ではなかなかそこを単独に誰かその代わりやってくれと、そういう人方があれば、私はそういう部分の中で検討はできると思いますが、なかなか育苗に全部頼っているというような状況があるというふうにお聞きしますので、そのところは当面はやはり、そういう作付に限らずですね、育苗の利用をさせていける方法を取るしかないのではないかなというふうに思っております。それとあわせて実は、育苗の枚数なり、それは決められているわけですから、そこで省力化を図るような方法とか、さっき言いました密苗とか、そういうことによって、もう少し育苗施設の稼働というか、そういうものがもっとできるというようなかたちであれば、いろいろな部分でですね、もう少し農業者のほうの要望に答えられる部分もあるのではないかなというふうに思っております。密苗についても、先ほど答弁させていただきましたが、まだまだ改良の余地とか、さらには田植えをする時には専用の機械がかかるということになると、それに対する費用とかそういうのものはどうするんだというような問題も出てくるので、そのへんのところ十分、今後、内部で検討したいなというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。その部分について、あとの部分については、担当の課長のほうから答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（富樫順悦） 西河農林水産課長。

○農林水産課長（西河修久） 中苗マットの申し込み要件でございますけれども、要件といたしましては農地の異動があった場合は、原則、権利は対象農地に有するものとしております。また対象農地の借受者が播種機を持っている場合は、可能な限り育苗施設の利用割合を対象農地面積の3分の2を上限とすることとしております。また、双方が育苗施設利用者であって、農地の貸借または売買等により、マットの異動がある場合は双方協議の上、決定することとしております。また、これらにつきましては、運営委員会で協議の上、お示しして決定するものでございますので、現在の取扱となっておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博） 密苗の件に関しては、この後、ちょっともう1回再質問させていただきますが、ということはあれですか、ずっとそのオーバーしている状況でこれからもずっとやっていくということでしょうか。

それと何と言うか、今年の、31年度の農家戸数というのはたぶん去年よりも減っていると思います。それでこのままいくと、今、農地が急速に集積化しているので、面積は変わらないで農家戸数だけどんどん、どんどん減っていくと思うんです。その時になんか不平等が起きないか、その辺が一番ちょっと心配しているんですけども、そのあたりをもう一回、お聞きします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 育苗施設の利用ですね、このままオーバー、600なんですが、今、それ以上少しオーバーしている部分がありますが、そのままいくのかというようなことですが、機械の耐用年数とか、いろいろな問題がありますが、現在のところ、可能であってその対応にできるというような判断の部分の中で、そのオーバーしている部分もですね、なんとか1日、2日等を、日数を増やした中でできるというかたちであれば、なるべく私は要望に答えていければいいなというふうには考えております。ただ、先ほど言った不平等とか何かがいずれ出てくるのではないかとということもございまして、その部分については、やはり時代、時代の中です。ね、基盤整備も重なって、いろんな大規模経営になったり、農家戸数は減るけども規模自体が大きくなるということもありますので、そのへんの状況は現状、さらにはこれからの推移を見ながら、また育苗施設運営委員会を含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

今時点の考え方としては、なるべく今の数量内の中です。ね、できるのであれば少くらのオーバーであれば対応をしてきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博）　ということは、土地の異動があった時に、例えば異動された方が苗要らないよと言った時に減るっていう、そういうのを待つしかしょうがないということですよ。そういうことですよ。これできるだけ早くこのオーバーの部分をなんとかしたほうが良いと思うんですよ。先ほど、新規需要米に関しては1万9,425枚という数字をいただいたんですけど、それまさにこれはぴったり合うんじゃないですか。これは。割り。これはみんなやっぱり農業者、今、たぶん280戸くらい農業者いると思うんですけども、みんなやっぱり200件の農家をこういうことに苦労してやっているわけだから、やっぱりこういうものをみんなに努力してもらったらいかがなんでしょうかね。それは了解しました。

それで密苗ことでちょっと追加で御質問させていただきます。田植機は私が高校卒業した1970年頃から試験的に始められまして、当時、三和には2年前に亡くなられた大先輩が組織された三和稲友会というのがございまして、私もその会員でございました。当時は歩行型で、私のところは2反ほど稚苗で田植えしていました。稚苗というのは、今で言うまさに密苗でした。反当たり15枚から20枚ということでやっておりましたが、当時は機械移植のいろはも分からないで、ただ同じく代掻きして同じく田植えしたらほとんど埋まっちゃったんですよ。うちの家内と母親が2反の田んぼに差し替えするのに2日かかってます。植えたほうが早いといわれて、そのくらい悪評だったんですけども、それから田植機械の技術の向上もありまして、今のよう状況になったわけでございますけども、農機具メーカーそれぞれやっぱり密苗に関しては仕様が違うようであります。蒔き方についても播種量に関してもであります。それで、種子に関しては、たぶんこれはいろいろあると思うんですけども、100%ホクレンから取る方、それから部分的にホクレンから取ってあとは自家採種でやる方、そういうふうに分かれていると思うので、なかなか育苗センターで扱うというのは大変なことだと思います。ちょっとこれ情報入ったんですけども、私はどうせ育苗センターは権利が無いから、今年から播種機を導入して密苗をやろうかなと思っているという話が、あちこちでちらちら出ていますよね。そういう方はやっぱり、そういう方はというか、そういうかたに町長、何かお考えおありでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今、向山議員の質問、2点、今、再質問があったと思うんですが、前段の部分の新規需要米を育苗から止めるように協力要請してはどうかという部分もありましたが、ちょっとこのへんの部分は、すぐそうできるかどうかというのは、なかなか協力体制とその後段の播種機の部分もありますので、十分、ちょっと内部でこのへんは検討課題というかたちにさせていただきたいと思いますが、私の考えとしては、前段、やはり、播種機がない中でですね、それを一気に進めるということについては、やはり相当ないろいろ課題等があるので、十分検討をしていかなければならないかなというふうに思っております。

それと、後段の新しく播種機を導入してというかたちで何か考え方はあるかというような御質問でございますが、そのへんのところは今、国の中でも強い農業担い手づくり総合支援事業交付金という、これは経営規模拡大とか、そういう方々をする部分について、新たな機械導入とかですね、そういう部分について支援するということがございますので、もし、そういう方がいらっしゃれば、担当課のほうにそういう補助対象になるかどうか、そういうものも確認させていただければというふうに、御指導していただければというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。ただ、町が単独でそういうことができるかできないかという部分について、それぞれ農業予算については、限られた財源の中で相当、私も基幹産業は農業という部分の中で力を入れている部分はありますが、一気にそこまでできるかということは、いろんな中の御意見等もいただいた中で進めなきゃならないなというふうに考えております。まずは、国の制度に乗れるような事業があれば、町のほうとしてはそういう部分で協力をとりたいし、今後、いろいろな部分で声が上がってきた部分については内部で十分検討したいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博） これは要望になるとは思いますけども、29年の第4回

の定例会で育苗施設は当面は直営でやっていきたいと伺っております。それで、ただ、能力オーバーがこのようにずっと続いていくというのは、決して好ましい状況ではございません。できるだけ早く、さっきの飼料米だけでなく、何か減らすような工夫をしていただきたいと思います。これは蘭越町に限ったことではありませんけども、少子高齢化が急速に進んでおります。農業者も作業従事者も不足して、本来の播種作業や田植作業が非常に困難な状況でありますので、是非、利用したくてもできない人がいるんだということをわきまえて、もっと効率的な利用を進めていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の御質問でございます。議員おっしゃるとおり、当初、育苗施設を建設した時にはですね、ほぼ予約がないというか、申込みがない中で始まった事業がですね、今、600ヘクタールにもなって、さらにどんどん足りないというようことに対しては、これまで各、この事業に関してやってこられた方々が一生懸命努力しながらですね、良い苗作りをして、そして供給しているということではないかなというふうに考えているところです。非常にオーバーしている部分とかというものをこのままずっといくというふうになると、それぞれ働いている方々、そういう部分についても無理がかかっている部分もあります。一部分的な土の供給とか、そういうような部分を一部分に民間にできないかとか、そういうことに関しては内部で少しずつですね、今、検討をさせているところでございますが、当面、やはり、町民が望まれているこの育苗施設というものの部分からいくとですね、できる限り、私は民間活力、民間活力ということをよく使っていますが、本当に、今のことをきちっとやって基幹産業である農業のためにですね、本当にやってこれる、そういうような方が将来的にやはりいるのであれば、その育苗施設というものも検討はしていかなければならないことかなというふうに思いますが、今、当面の部分については、もう少し職員等にも頑張っていただきながら、ある一部分は民間のほうに移行できるとか、内部で検討して進めてまいりたいなというふうに考えているところですので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって、向山議員の質問を終わります。  
ここで、暫時休憩をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 次に、8番中島議員、質問席へ着席願います。

○8番（中島湓子） はい。

○議長（富樫順悦） 8番中島議員。

○8番（中島湓子） 私から2点についてお伺いいたします。

1点目でございます。成年後見制度について。

成年後見制度の利用に対する相談・指導業務等の一部を社会福祉協議会に委託し、対象者の支援や法人後見制度の整備を行うと述べておられますが、具体的にどのような取り組みをなされるのか。

また、現在、該当者はどのくらい、何人くらいおられるのか、お伺いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の町政執行方針9ページ、成年後見制度についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、成年後見制度は判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の生活を支援し、権利と財産を守るため、日常生活に関する行為を除く、全ての法律行為を成年後見人等が本人に代わって行う制度であります。

平成26年度から本町を含む羊蹄山麓の7町村を対象として、京極町社会福祉協議会が後見実施機関となり、支援をいただいておりますが、その業務を、各町村の社会福祉協議会に委ねられることから、本町においても蘭越町社会福祉協議会が、後見実施機関及び法人後見業務を、町と連携しながら取り進めることになりました。

具体的には、蘭越社会福祉協議会内に生活サポートセンターを設置して、成年後見制度の利用に関する町民からの相談の受付、申し立て手続き等の

支援、制度の普及啓発のための研修会の開催、また、成年後見人等の業務を行っていくことになり、これらに要する経費については、新年度予算に計上をいたしております。

現在、該当者はありませんが、この制度を利用されたほうが良いと勧めているケースもありますので、いつでも対応ができるよう社会福祉協議会と連携を図り、制度の利用を必要としている方のニーズの把握や相談対応やネットワーク体制の強化も行いながら、ケースに応じた成年後見制度の活用を促進してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島湓子） 私も社会福祉協議会の理事をやっておりまして、あんまり深いことはちょっと分からなかったものですから、質問させていただきました。私がもしそのような立場であっても、認識不足の面も多々あると思いますけれども、今、町長さんが申しておられるとおり、これからの社会をお互いに成年後見制度の理解を深めながら、その制度に対して、町民のために活用していったらなと自分では思っておりますが、もう一度そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の御質問にお答えしたいと思います。成年後見制度については、私のほうから答弁させていただきましたが、町民にそのような制度的なものがあるという部分については、いろいろな機関等を通しながらですね、周知を図るということが必要だと思っております。現在、認知症とか知的障害、さらには精神障害などの理由でですね、判断が不十分な方々、それが増えてきていると、そういう方々を保護する制度ということでございます。その申し立てをするのは本人もできますし、さらには親族、町長が代わって、代理して申し立ても、実はできるという制度です。ただ、成年後見人になれるのは弁護士とか司法書士、さらには法人の社会福祉法人ということで、社会福祉協議会になれるということでございますので、そういう制度的な内容についてはですね、今後、いろいろな

機関をとおして、十分、町民にいきわたるような、そういう広報活動は必要であるというふうに考えておりますので、広報等を使ってですね、周知とか、そのへんも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） では、2項目の質問に移ってください。

○8番（中島溢子） 2点目でございます。

観光開発について。蘭越町を奥ニセコ地域として、他のニセコ地域とは異なる魅力を発信すると述べておりますが、具体的にはどのようなことを積極的に取り組もうとしているのか。また、蘭越iセンターの現状等について、お伺いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長

○町長（金秀行） 中島議員の町政執行方針19ページからの観光開発についての御質問にお答えいたします。

永井議員からの御質問の回答と重複する部分もあると思いますが、蘭越町にはニセコ町や倶知安町とは性格が異なる観光資源がありますので、自然や文化を守りながらこれらの資源を活かしていくことが、持続可能な観光振興につながるというふうに考えております。

先ほどもお話をいたしました。例えば、農業と観光を連携させて、教育旅行の招致を行い、体験学習の場を提供するなど成功している農家というか、事例もございまして、町でも引き続き、その点については応援していきたいと思っております。

また、観光協会においても行政から独立をし、自主性をもって柔軟な発想の中で観光振興を進めていきたいとのことでもございまして、町としても、側面から継続して支援するというを考えております。

次に、蘭越iセンターでございますが、平成16年に開発局が中心となり、観光情報を提供するシステムを構築し、管内17か所の観光案内所に設置されたもので、蘭越町においては、街の茶屋内の観光案内所をiセンターとして、位置付けたものでございます。これにより、各種情報発信ができることから、町のイベントや観光情報を積極的に提供するほか、利用

者が他の地域の情報も得ることができるものでございます。

街の茶屋の観光案内としては、年間1万人ほどの利用がありますので、引き続き、地域の情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中島議員。

○8番（中島溢子） 前段の奥二セコ地域については、永井議員がお聞きしましたので、理解いたしました。iセンターというのは、蘭越町iセンターというのは、私もちょっとインターネットよく分かりませんが、町民の皆さんに知らせるとか、こういうことをやってますよということを知らせるのに、分かりやすく何か広報が載せる方法はとっておりますか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） iセンター、なかなかちょっと分かりづらいかもかもしれませんが、観光案内所ということの意味で、インフォメーションセンターというのを、i、インフォメーションで略してiセンターということに使われているようでございます。観光情報やパンフレット、そういう情報をそこで見ることができる、またはそういう部分の中で発信できるということでございますので、ここに街の茶屋にあるよという部分について、今、議員おっしゃったとおりですね、町民にそこできちっと周知をされているかどうかということでございますので、そのへんのところは広報なりですね、そういう部分の中で御利用くださいとか、また、これは町外向けての発信、活用する部分もありますので、いろいろ、そのへんのところは内部で検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって、中島議員の質問を終わります。

次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

○9番（柳谷要） 議長。

○議長（富樫順悦） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私からは1点だけの質問でございます。

保育所への看護師配置について伺います。

公立保育所では全道ではじめての看護師配置が昨年7月から実施されました。どのような仕事をどのように進めてゆくのか、その活動の全容を明らかにしてほしいと思います。

また、昆布保育所など、他の幼児施設の子ども達が対象となるのか、さらに、私立などの施設との保健情報の共有など、今できること、将来的な目標などをお聞かせいただければ幸いです。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の町政執行方針7ページの、保育所への看護師配置についての御質問にお答えを申し上げます。

昨年7月より蘭越保育所に看護師を配置するに当たって、その役割として考えたのは、昨年の予算審議においても申し上げたが、入所児童の日常的な健康管理をはじめ、医療的ケアが必要な児童への対応、保護者の健康相談・健康指導などでございます。

その効果について申し上げますと、看護師を配置したことにより、所内の健康管理機能が高まったことはもとより、その二次的な効果として、保育士が健康管理以外の保育業務の充実に一層専念できることになったことや、保護者がより安心して子を預けられるようになったのではないかと、また、子に対する専門的な健康指導を受けられるようになったことなどと考えております。

ただいま配置の効果について申し上げましたが、保育所における看護師活動は緒についたばかりであり、今後も試行錯誤を繰り返しながら、その充実に図ってまいりたいと考えております。

なお、今後の展望について、いくつか例を挙げて申し上げますと、日常的な健康管理の充実をはじめ、怪我や体調不良時の適切な対処、感染症の予防・蔓延時の適切な対処、嘱託医師や保健師との連携の深化、小学校就学にかかる教育委員会との連携、保護者への健康指導・相談対応の充実、保育士の保健教育などでございます。

公立保育所における看護師の配置に法的義務はありませんが、地域で子

をしっかりと育成するという観点からは、とても重要なことと考えており、本町のような取組が広がっていくことで、社会全体として、保育における健康管理が一層充実していくことを期待するものでございます。

次に、後段の御質問についてお答えをします。

昆布保育所との関わりについては、その対象としております。

日常的に児童を観察したりすることはできませんが、定期的に訪問する中で、健康指導や相談の対応、さらには児童の怪我や体調不良時の対処、感染症などの対応も行ってまいりたいと考えております。

次に二点目のひばり幼稚園などとの情報の共有については、本町には、子ども・子育て家庭への支援を図るということで、関係者と広く意見交換する子ども・子育て会議を設置しておりまして、ひばり幼稚園のほか、北海愛星学園なども構成員となっていることから、必要に応じて情報共有を図っていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私、この政策を見ましてですね、実に、感慨無量であります。と言うのは、議会がいろんな情報を持ち寄って、先駆的な政策をですね、町長に迫るとというのが普通の政策決定のスタイルでございます。蘭越町はずっとそういう経過でございます。私は議員の立場からその様々な政策を持ち寄って執行者と話し合いを重ねて、子ども施策、福祉施策の向上のために精査、貢献してきたという、そういう自負がございます。今回のこの政策につきましてはですね、担当の職員の皆さんが自ら親御さんの願いを実現すべくですね、交代、代わったばかりの金町長に政策の実現をおそらく、内部のことは分かりませんが、強く迫ったのではないかと、医療的なケアということを考えますと、やはり、危険も一面では伴いますし、決断は非常に深かったのではないかというふうに、改めて敬意を表したいというふうに思っております。これは企画においても、立案においても職員のモチベーションと思いの深さをですね、私はきちんとこの議会の場で、幹部職員の皆さんを通じて町の職員の皆さんに伝えたいと、このように思ってこの発言申請をいたしました。道内、管内の自治体行政の水準向上の権威者であるというのが、私は蘭越のプライドとしてですね、

役場の職員だけでなく、議会も含め町民も全員、さすが蘭越だという、そういう評価を皆さんね、どこの町がどうか、そういう水準の比較をするのではなくて、蘭越がこういうモチベーションで、こういう水準を自ら確保しているんだよと、どこかの町と比較するのではないんですよ。よくやるんですよ。隣町のようにあれこれやってくれと。でもね、私はこの施策は、やはり蘭越はどこの町でもやっていない、法律にも定まっていない保育士を保育所に、看護師を配置するということですよ。これをあえてやると、そういう町なんだよと。図書館についても同じですけども、そういうやっぱり深い捉え方というのは、私は非常に大事なのではないかというふうに思います。決断に至るまで様々な葛藤及び財政当局の苦しみもあったと思うんですが、合併問題で騒いだと言ったらあれですけど、深く様々な議論を重ねた中で、最終的には職員の定数の削減の問題まで議論されました。現在では基金総額約50億という貯えができた、私は、今、この基金をどうやって使うのかということですね、減らさないように使っていくという、そういう職員を犠牲にしてきた貯えというものがこういうかたちで実現したんだよということですね、私は多くの町民の皆さんにそういう会話しようと思っています。それでですね、この政策の到達点に町長がどんな思いかですね、これをちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えをいたします。非常にこの政策を評価していただいたということに関しては、感謝を申し上げるところでございます。実は、私も子育て支援の充実という部分をですね、施策に挙げて様々な部分の中で、職員にもいろんな政策的なものがないかという部分の中でですね、実は、この保育所のほうに看護師を配置して、医療時のケアという部分と健康管理ということは、是非ともやっていくべきではないかというような強い要請もあって、内部で検討してですね、その中ではやるという部分からいくと、安全対策というのはかなりきちっとしなければならぬ部分もありますので、そういうところも内部で協議をさせ、そして是非、保育所自体がですね、やっていきたいという、そういう強い気持ちがありましたので、それではこれを進めようというふうに決定

をして30年度から実施を、途中ですが、実施をした経過にあります。今のところそういう大きな事故もなく、そして健康管理の部分についても、それぞれ看護師が朝来た時に子どもの状態とか、そういうものも見ながらですね、そしてある程度、看護師という専門的からいくと、お母さん方もですね、非常に、その言葉というのは非常に重く見えるし、そういう対応も早くできるというふうに思っていますので、このことについては、政策的には非常にやって良かったなというふうに思っていますし、より一層ですね、そういう体制がきちっと、ほかのところとも連携しながら進めるというようなことが、これから保健師が関わってきたり、いろんな関連施設も関わってですね、その医療関係の充実というか、図れることが大切ではないかなというふうに思っているところでございます。非常に今、その医療的ケア時の部分についてはですね、北海道のモデル的というか、そういうような部分でも、各医療機関とか病院のほうから、そういうようなことをいただいてですね、ちょっといろいろな部分で専門的な方が入ってきたりとかしながら、非常に、全道的なモデルケースだということで、進めたいというふうにもなっているようでございますので、安全にはきちっと注意を計らいながら、そして、保育士にも医療児ケアの対応ができる、そういうような研修も受けさせました。いずれにしても安心安全な子どもの環境を作ることが大切でございますので、非常に評価をいただいたということを改めて感謝申し上げますし、この後ですね、より一層、これを活用して、看護師を活用してより安心安全な保育所づくりというか、子育てづくり、これを図っていくことが必要だと考えておりますので、職員ともども努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 概ね了解をいたしました。私がお聞きしたかったことの大半は最初の御答弁で答えていただきましたので、例えば、ベアーズ子ども園、それから同じ町立ではあるけれども、昆布保育所、成り立ちが基本的に違う施設でございます。それから私立のひばり幼稚園、それから愛星学園についての保健情報の共有、これをどうシステム化していくかと

いうことをちょっと心配しておりましたけども、子ども子育て会議ができてるということですね、非常に水準が高い、そういう提供ができていうふうには、まず、ひとまず安心をしています。あとは予算化だと思います。保育に専念できる保育士さんと、それから感染症そのほかで配慮できる、医療的なケアをする看護師さんとセットで、そして何かあった時に最後には、18歳までは子ども医療費無料ですよという体制が、非常に、重層的に蘭越ではありますよと、それにワクチンの無料接種だとか、肺炎球菌、子どもによっては肺炎球菌も含めて接種できると、そこではじめて健康保険の負担の問題が論議になって、私は蘭越の町のすみ易さというのは実現できるというふうには考えておりますのでね、この施策だけが単独であるのではないというふうには私自身は捉えております。執行者の役目でしょうけども、そういう観点で是非、頑張ってもらいたいと、担当者の皆さんにも本当にね、敬意を払いながら、今後の活躍を願っております。ヨーロッパでは医師の配置もやっている国あるというふうには伺っております。やはり少ない子どもをどう大事に育てるかというのは、国家の仕事で、その一番最初にいるのが自治体だというふうには考えておりますので、もう一度、町長から改めて答弁いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員から非常に、福祉全体の部分がつながっていくというようなお話をいただいて、私も、実は、蘭越町をずっとですね、福祉を充実したまちづくりで努めてきておりますので、その部分については継続して行っていききたいというふうには考えております。その中で、やはり未来を担う子ども達、その子ども達が安心安全に過ごしていけるような、そういうような体制を作るためには、やはり医療の問題とかも含めてですね、関係機関が連携をしてそういう情報を共有しながら進めていくことが大事だなということで、担当のほうでは子ども子育て会議を設置しているので、いろいろ何かあった時にはそういう情報共有を図りながら、進めていきたいというふうなことでしたので、是非、今回、一般質問で出させていただいた部分について、職員もその部分の中では、評価いただいたということは、非常に喜んでいるのではないかなというふうには感じてい

るところでございます。今後においても、一時医療の問題等を含めてですね、蘭越町が持っている福祉政策、これについて十分、ほかのところとは負けないような部分ではあるというふうに感じておりますが、その時代、時代に応じて、そういう要求されていることとか、必要であること、そういうことを内部でも十分検討しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） これをもって、柳谷議員の質問を終わります。

---

○議長（富樫順悦） お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

午後 3時15分 延会